

平成21年12月16日(水曜日)第4回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長 財務室長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長 都市整備室長
山田敏彦	花緑せせらぎ 推進課長	真木繁一	下水道課主幹
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者長 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長 指導推進室長
清野健	生涯学習課長 生涯学習課長 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
犬飼弘一	農業委員会 事務局局長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第4号 第4回定例会
平成21年12月16日(水曜日) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

高橋勝文議長 日程第1、12月8日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問通告書

平成21年12月16日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	中学校給食について	中学校給食に対する市長のビジョンを伺いたい 教育委員会は「寒河江市教育振興計画」の中間見直しで、中学校給食をどう位置づけるのか 中学校給食検討委員会の答申を受けて	15番 佐藤 暘子	市長 教育委員長

13	国民健康保険について	<p>教育委員会はどのような検討をしているのか</p> <p>検討の進捗状況や今後の見通しなどを市報などを通して市民に知らせるべきでないか</p> <p>国民健康保険のあり方と加入者の現状について</p>		市長
		<p>払える国保税にするため国の負担割合をふやすよう求めることについて</p> <p>寒河江市国民健康保険条例第27条及び国民健康保険法第44条を実効あるものに整備することについて</p> <p>子ども・障害者・病気の人がいる世帯への資格証明書の発行について</p>		
14	バス路線のない地域の交通対策について	<p>交通弱者の把握について</p> <p>デマンドバス運行について</p>	8番 木村 寿太郎	市長
15	住宅用防災警報器の設置義務化の対応について	<p>平成23年5月末期限に向けて、本市の設置率の現況と今後の対策について</p> <p>非課税・低所得・障害者世帯への警報器設置の支援について</p>		市長
16	雇用対策について	<p>来春卒業予定の高校生の就職環境が深刻化。学校、企業の実態を把握し支援の検討を</p> <p>緊急雇用対策事業の成果と今後の取り組みについて</p> <p>企業誘致の見通しについて</p>	11番 松田 孝	市長
17	公共事業の見直しについて	<p>最上川緑地公園の整備計画のあり方について</p>		市長
18	農業振興について	<p>農用地利用改善組合の是非について</p>		農業委員会 会長
19	市民に見える形での市政運営について	<p>適正な事業選択をする上での実施計画の改善点</p> <p>市議会のインターネット配信の導入について</p>	16番 川越 孝男	市長
20	教育政策について	<p>憲法92条、地方自治の基本原則である地方自治の本旨について市教委の見解</p>		教育委員長

		について 義務教育や生涯教育の中で市議会の役割についてどのようになされているのか		
2 1	協働のまちづくりについて	自治の担い手の育成について	3 番 石 山 忠	市 長
2 2	過小規模校の適正規模化について	田代・幸生小学校の今後のあり方についての見解は		教育委員長

佐藤暘子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号12番、13番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

佐藤市長におかれましては、インフルエンザに罹患されたということですが、大したことなく回復されたようで本当によかったと思います。

私の方は、日程が変更になりまして空白期間がありましたので、ちょっと緊張感がなくなったようであります。緊張を高めながら、質問をしまいにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、日本共産党を代表し、市民の切実な声の代弁者として、通告した質問項目について、市長並びに教育委員長にお尋ねをいたします。

市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、中学校給食について市長にお尋ねいたします。

佐藤洋樹市長が、中学校給食の実施を公約に掲げて当選され、市長になられてから1年を迎えようとしています。長年中学校給食の実施を待ち望んでいた多くの市民は、今度こそ中学校給食が実施されると喜びとともに、一日も早い実施を心待ちにしています。

教育委員会は、平成7年に出された給食検討委員会の「中学校給食は必要としない」の答弁を盾に、給食実施を拒んできましたが、市長の選挙公約を重く受けとめるとして、中学校給食の実施に向けた検討を検討委員会に要請しました。

11月20日の全員協議会で、市長が説明されましたように、検討委員会の答申を受けて、教育委員会では、どのような方式にするかを鋭意検討中とのことでした。市長は、市民の強い願いである「中学校給食を実施する」と公約されましたが、市長自身が考えておられる中学校給食のビジョンとはどのようなものか伺います。

次に、教育委員長に伺います。

教育委員会が寒河江市の教育の指針として策定している「寒河江市教育振興計画」の中で、食育について、食は知育、徳育、体育の基礎となるもので、豊かな人間性のもととなるものと述べ、家庭、学校、地域が連携した食育を推進していくことの重要性をうたっています。

さらに、「食育の推進と学校給食」の項において、中学校給食に対する考え方として、「中学生の時期は、心身の発達が著しく、自分を取り巻く人間関係などを多感にとらえる重要な時期でもあり、家族とのかかわり、自身の自立、役割の認識など、中学生期に会得してほしい基礎的な生きる力を学び、それを実践できる年齢です。これらの体験、経験の場を与えられるのは家庭であり、家族であり、愛情やぬくもりを感じ、その中で実践されることが望ましい姿です」と、中学生にとっては、家庭の役割こそ大切と、家庭への大きな責任を負わせる記述となっています。

その上で、給食については、「小学校が自校調理方式の完全給食、中学校では、これまでと同様ミルク給食を実施していきます」と学校給食についての考え方を述べています。

しかし、市長の公約を尊重し、給食実施に踏み込んだことで、中学校給食に関しては考え方の転

換、見直しをせざるを得なかったと思われます。

中間見直しを進めてきた「寒河江市教育振興計画」の中で、中学校給食をどのように位置づけ、食育の一環としての中学校給食をどのように実施していく考えか伺います。

次に、中学校給食検討委員会の答申を受けて、教育委員会はどのような検討をしているのか伺います。

12月8日の一般質問で、杉沼孝司議員が、中学校給食実施に向けてどのような検討がなされてきたのかについて質問され、教育委員会からは丁寧な答弁がありましたので、私はなるべく重複を避ける質問をしてみたいと思います。

教育委員会は、給食検討委員会の答申を得て、12月中には方策の方向性を固め、1月中に決定すると答弁されましたが、方向性を固める上で、何を重視した検討を進めておられるのか伺います。

次に、中学校給食に関する検討の進捗状況や今後の見通しを市民に知らせることについて伺います。

私は、中学校給食の実施を待ち望んでいる市民の方々から、「給食いつからするんだ、今何しているんだ」とよく聞かれます。心待ちにしている人たちは、検討の経過や見直しが終わらないまま不安を募らせています。

これまでの経過や検討の内容、今後の見直しなどについて、市報やホームページなど、市民が入手しやすい方法で知らせる必要があると思いますが、考えを伺います。

次に、国民健康保険について、市長の見解を伺います。

国民健康保険は、昭和34年、現行の保険法が制定されて以来、国民皆保険の根幹をなすものとして、我が国の医療保険制度の中心的役割を担ってきました。

国民健康保険加入者のほとんどが中小の自営業者や農業者などの被用者を持たない人たちで、これらの人たちの医療や健康保持に大きな役割を果たしてきました。

しかし、今、国民健康保険、以後、国保と省略させていただきます、のあり方が大きく問われる事態になっています。加入者には、高齢者、退職後の加入者の増加、非正規労働者やパート、失業者など、所得のない人、あるいは低所得者層がふえており、全国的な調査では、国保加入者の9割が300万円以下の低所得世帯であり、その中で所得ゼロの世帯が33.7%を占めているといった結果が出ています。

国保の制度上、保険給付費は、加入者の納める国保税と国からの負担金、県や各自治体からの負担金や繰出金などで賄わなければなりません。

現在、どこの自治体でも保険税の収納率低下、医療費の増高で、いかにして保険給付費を賄うか頭を痛めています。やむを得ず保険税を値上げし、その結果、収納率が低下するといった悪循環を繰り返しています。

寒河江市でも、平成20年度に国保税の値上げを行いました。その結果、平成20年度決算時の国保税収納率は76.6%と、前年度に比べ3.5ポイント低下しています。いつ回復するのか見通しの立たない不況の中で、市民生活の実態は極限状態を強いられている人がたくさんいるものと思われます。

市民の方たちの一致した意見は、国保税が高い、負担が重過ぎるという声です。本来税の考え方について、日本国憲法は、税は負担能力に応じて払うものとする応能原則を要請しています。市民の生活実態に照らして、負担能力に応じた課税、徴収になっているのかどうか伺います。

さらに、国民健康保険制度のあり方について伺います。

国民健康保険制度は、事業主が保険料の半額を負担する被用者保険とは違い、所得や資産、世帯に対する平等割、加入者に対する均等割などで計算され、全額加入者が負担することとなり、所得がゼロであっても課税される大変負担の重い税制度です。

国はこの間、国庫負担割合を45%から38.5%に引き下げるなど、国の責任を地方自治体と加入者に負わせる財政的な締めつけをしながら、保険税を滞納した加入者には、制裁措置として保険証を取り上げることが義務づけたり、収納率の悪いところには国からの調整交付金を減らすことや、収納率を上げるための計画書提出を義務づけるなど、地方への負担と義務の押しつけをしてきました。

さらに、高齢者の医療費が国保財政を圧迫しているとして、平成20年度より75歳以上の高齢者を別枠にして、後期高齢者医療制度を国民の反対を押し切って発足させました。

しかし、この制度発足後も見直しや制度廃止の声が後を絶たず、現政権は廃止を約束しましたが、実施されず先送りにされています。

政府与党は、この制度を新しい枠組みの制度に見直すと言っていますが、それまでの間にも2年ごとに保険料の見直しが行われ、保険料滞納者には医療証の発行をしないなどの制裁措置をやめるとは言っておりません。

市長は、国民健康保険の現在のあり方について、どのような考えをお持ちか伺います。

このような国保の状況をかんがみ、加入者の税負担をなるべく低く抑えるために、国からの負担割合をもとに戻すよう求めていくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

さらに、国へ負担の増額を求めるとともに、寒河江市独自でできることは積極的に取り入れていくべきと思います。例を見ない不況のもと、倒産や失業などで収入の道を断たれた人にとって、前年度の所得に課税される国保税は、大変な負担になると思います。

このような人たちが未納者になることを防ぐためにも、寒河江市国民健康保険税条例第27条の減免の規定を実効あるものにしていく必要があると思います。

この条例第27条には、「市長において必要があると認める者に対して減免することができる」とあります。その一つに、当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった者、または、これに準ずると認められる者とあります。二つには、その他特別の理由のある者とありますが、その項の条文の内容を整備し、実効あるものにすべきと思います。

さらに、国民健康保険規則第36条にうたわれている医療費の一部負担金の減免、免除及び徴収猶予の条文も整備をし、ぜひ実効あるものにすべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、国保税を1年以上滞納している世帯で、子どもや障害者、病気の人がいる世帯へも資格証明書が発行されているのかどうかについて伺います。

常に、医療を必要としている世帯には、資格証明書の発行をせず、必要な医療が受けられるよう配慮すべきと思いますが、どのような対応がされているのかお伺いをいたします。

以上で第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 質問にお答えする前に、今般、私ごとによりまして、市議会運営に関して議長初め、議員各位に大変な御迷惑をおかけいたしましたこと、心からおわび申しあげる次第であります。

それでは、佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、中学校の給食に関しての私の考え、ビジョンはどうかということでございます。もちろん中学校の中学生に対する給食でありますので、まず第1には、あしたの寒河江を担う中学生の豊かな心と、そして体をはぐくむためのものでなければならない、そういうふうになっているところがあります。

望ましい食習慣を会得して、そして、たくましく成長していく、そのために必要な栄養のバランスを確保して、また、伝統的な食文化を学んだり、継承し、生産者への感謝の心など養うなど、給食を通しての食育が重要であるというふうに私は思っています。

また、それに関連をして、地産地消ということを重ねに置いた給食であってほしいなというふうに思っているところであります。給食に必要な食材を地元の農家の方が生産する、そして、地域の農業の振興に結びつけていくと。あわせて地域であしたを担う子どもを育てていくという意識が高まっていくというふうになればいいなと思っているところであります。

また、子どもたちは、自分の進むべき道などを考える、大事な、大変重要な時期であろうというふうに思いますので、子どもたちにとっても、寒河江市の基幹産業である農業というものを見詰め直して理解し、誇りに思う気持ちを涵養することができるのではないかとというふうに考えているところであります。

それから、大きい二つ目としては、やはり子育て支援ということがあろうかと思えます。少子化時代、高齢化時代であります。いかに産み育てやすい環境をつくっていくかということも大変大事だろうというふうに思っています。

そういった観点から、さまざまな生活の場面において子育ての負担軽減を図っていくということが求められるということであろうかというふうに思っているところであります。

いずれにしても、さまざまな思い、願いを込めて中学校給食でありますので、ぜひ早期の実現に向け努力をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、国民健康保険に関する御質問を何点かいただきましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、寒河江市の国民健康保険税が市民の生活実態に照らして負担能力に応じた課税徴収になっているのかという御質問でありましたけれども、まず、寒河江市の国保加入者の現状であります。およそ1万1,000人です。5,800世帯が加入しているわけです。市全体の25%、世帯数で言えば44%が加入者という状況でありまして、国民健康保険は、市民の医療と健康に大きく貢献している制度でございます。

国民健康保険税については、昨年度創設されました後期高齢者医療制度の導入などもあって、税率等について見直しを行ったところでありますが、所得区分に応じた軽減制度というのがございません。軽減対象世帯は寒河江市の場合、国保加入世帯の42%というのが状況でございます。

保険税負担という面では大変厳しい状況にあるというふうに言われているわけではありますが、加入世帯の約4割に当たる世帯が所得水準に応じた軽減措置を受けている状況でございます。

また、国保税は、いざというときに備える相互扶助に基づく保険料でもあるわけであり、前年度の申告所得に応じた必要な負担をお願いしているということでもありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

なお、平成20年度の決算時の国保税収納率に言及させていただきますと、滞納繰越分を含めた全体の収納率は、お話のように76.6%でございましたけれども、税収の主体となります現年度分については92.3%でございまして、県平均を上回っている状況にあるわけであり、

また、国保制度に対してどういふふうに考えているのかということでもございますけれども、国保は制度創設以来、我が国の国民皆保険制度の中核として、国民の医療確保と健康の保持増進に大きく貢献をしてきた制度でございます。

社会の変化や医療技術の発展とともに、幾多の制度の改善を経て今日に至っているわけであり、世界に誇る医療制度であるというふうに認識しているところであります。

次に、加入者の税負担を低く抑えるためにも、国の負担割合をもとに戻すよう求めるべきではないかという御指摘であります。

寒河江市の国保特別会計の歳入総額に占める保険税の割合は25%強となっているわけであり、国保税負担をより軽減していくためには、国の負担割合をふやしてもらうということも一つの方法ではありますが、国保制度が抱える脆弱な財政基盤という構造の問題は、医療費の増高や少子高齢化の中で、これから一層深刻さを増していくということから、医療保険制度の一本化を早期に実現していくこと、あるいは県単位での運営など、より広域な医療保険制度の構築が必要ではないかというふうに考えているところであります。

このことにつきましては、高額医療費共同事業や保険基盤安定制度、財政支援安定化支援事業などの国保財政基盤強化策の継続実施と一層の拡充強化を含めまして、全国市長会及び国保協議会等において、国に対して強く要望しているところでございます。

次に、国民健康保険税条例第27条の減免規定、さらには、国民健康保険法第44条の規定による一部負担金の減免等について、実効あるものにすべきではないかという御指摘であります。

国保税につきましては、前年度所得により対象世帯ごとに軽減措置が講じられているわけであり、市条例第27条の減免の適用につきましては、当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった者、または、これに準ずると認められる者、その他特別の理由のある者と規定しているわけであり、

これは一たん発生した納税義務を免除し、または、納付税額を減免することで、その運用に当たっては、他の市税と同様に天災、貧困など、特別の事情によって、担税能力が真に薄弱なる者についてのみ適用されるものとされているところであります。

このため、減免申請があった場合は、その申請理由や家族構成、あるいは資産状況等の実態を調査した上で、納税相談も含めながら適切に判断すべきものと考えているところであります。

なお、佐藤議員御心配の件でありますけれども、政府においては、解雇等による非自発的失業者の国保税の算定について、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30とする軽減措置を平成22年度に創設するというふうなことにしているところであります。我々として

も今後適切に対応していく必要があるというふうに認識しているところであります。

次に、一部負担金の減免についても御質問がありましたので、お答えさせていただきますけれども、国民健康保険法第44条に、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対する減免等の措置をとることができる規定しているわけでありまして、現在まで一部負担金の減免申請はないわけでございます。

申請がなされた場合には、法の趣旨に沿いながら、個々のケースに応じて具体的かつ詳細に調査し、審査をして総合的に判断すべきものと考えております。

なお、何らかの運用方針が必要というふうには思っているところでありまして、国においては、平成22年度中には一定の基準を示すという予定になっているところであります。国の動向を注視していきたいというふうに考えているところであります。

最後に、被保険者資格証明書について御質問がございました。被保険者資格証明書については、特別の事由がないにもかかわらず、国保税を1年間以上滞納し、納税相談や納税指導にも応じないなど、誠意のない者に対して被保険者証にかえて交付するものであります。

しかしながら、御指摘のように、滞納世帯の中学校以下の子ども、あるいは障害者の方、病気の方がいる世帯に対しましては、資格証明書の発行はしておりません。医療が受けられないことのないよう対応しているところでございます。

資格証明書の交付につきましては、年2回副市長を委員長とした関係課職員による国民健康保険税滞納措置審査委員会を開催をいたしまして、法令等の趣旨に沿って適切な対応をしているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

初めに、中間見直しを進めております「寒河江市教育振興計画」の中で、中学校給食をどう位置づけ、食育の一環として中学校給食をどのように実施していくかということについてお答えを申し上げます。

教育振興計画の見直しにつきましては、教育振興計画検討委員会に諮問を申しあげまして、現在、検討委員の方々からお話し合いをいただいているところであります。

まだ、答申をいただいておりますけれども、中学校給食につきましては、審議の中でおおむね意見の一致を見ているところであります。それによればということで申し上げたいと思いますが、食育は年齢に応じて取り組むべき課題であり、家庭を初め地域や学校など、さまざまな人たちとのかかわりの中で望ましい食習慣を身につけながら、それを豊かに実践していくことが大切であります。

これまでも言及されておりますが、食育の原点は家庭であり、食が子どもたちの心身の健康を培うものであることについて認識を共有することが大切であるとされております。

子どもたちが食の大切さを認識し、実践する力を自然に身につけるには、それぞれの家庭での食育推進が不可欠であります。乳児期や小学生の時期は、食に対する基本的な知識や望ましい食習慣を学ぶこと、中学生の時期はその学んだ食の基本的な知識、食習慣をもとにみずからの実践を通して食育を推進する能力を高めていることが大切というふうに考えられます。

学校は、家庭における食育と連携し、その充実を図るという重要な役割を担っております。また、核家族化の進展、共働きの増加など、児童生徒を取り巻く生活様式や社会環境の変化、外食や調理済み食品の利用の増加などの食品流通の変化などを背景として、食生活のありようも大きく変化しております。

近年、朝食を食べない児童生徒の数が学年が上がるにつれてふえてきており、学校における学習への影響なども懸念されているところであります。このことから、心身ともに成長期にある中学生に栄養のバランスのとれた食事を提供すること、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解すること、心身の成長や健康保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理する能力を身につけること、地域の食の生産、地域の食文化や食の多様性を体験させることなど、このために中学校での発達段階に応じた食育の充実を図るため、学校給食を実施するとしております。

以上が、中学校の給食についての現在と申しますか、もう最終段階に入っておりますけれども、教育振興計画の考えであります。教育委員会といたしましては、これを尊重し、この考えに沿って推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、中学校給食検討専門委員会の答申を受けて、教育委員会はどのような検討をしているのか、方向性を固める上で何を重視した検討を進めておられるのかについてお答えを申し上げます。

中学校給食の実施方式を検討するに当たりましては、安全・安心な給食、そして、おいしい給食を大前提に考えております。このことは、当然のことではありますけれども、極めて重要かつ最も

大事なことというふうに認識いたしております。

あわせて、先日杉沼議員の一般質問でもお答えしているところでありますが、中学校給食検討専門委員会からいただいた報告の主食、御飯、またはパンのことを言いますけれども、主食、おかず、牛乳を提供する完全給食であること、三つの中学校とも同じ方式で実施することを基本にいたしまして、ただいまの教育振興計画検討委員会の意見を尊重しながら、効率的な運営を図る観点、財政面、準備に要する期間などを勘案して、子どもたちによりよい給食をいかに提供していくかということについて検討いたしているところであります。

次に、中学校給食に関する検討状況等を市民に知らせることについてお答えを申し上げます。

このことにつきましては、現段階までの検討状況を市報に掲載してお知らせいたします。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 ちょっと質問順序がばらばらになるかもしれませんが、その点御容赦をいただきたいと思います。

最初に、中学校給食について質問をさせていただきたいと思います。

今、給食の中間見直しのこととか、また、何を重視した検討を進めているのかというようなことについてお答えをいただきました。

その中で、食育について非常に重視した考えをしていると。家庭や地域、学校などの連携を図りながら、そして、安全で安心、おいしい給食をやっていくという答えがありましたけれども、市長のビジョンの中には、食文化、あるいは生産者への感謝を育てる心、そして、地産地消、そういうものを非常に重視した考え方を述べていらっしゃいます。そういうことを勘案すれば、教育委員会の方でもそういう地産地消、それから食育ということに関して、その点ではどうなのかということをお尋ねをしたいと思います。

給食検討委員会の報告の中にも、方式として三つの点を上げていますね。その中で、その三つの中で検討してほしいというようなことがあったわけですが、その中には、自校調理方式、それからセンター方式、それからもう一つ、民設民営方式ですか、その三つがあったわけですが、その中で、市長の考えておられるような地元でとれた新鮮な食材、そういうものも生かし、そしてまた、地産地消、そういうものを地域の産業の振興にも結びつけたい。そしてまた、子どもたちへも地域のそういう産業に対する誇りを育てたい、そういうさまざまな市長の思いがあるわけですが、そういうものをこの中学校給食の方式の中に生かすということが非常に大事になってくるのではないかとこのように思うわけですが、その点についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、この検討結果を市報に報告をさせていただくということについては、非常にこれはよかったなというふうに思っております。

あと、市長にお尋ねをしますけれども、市長は、非常に理想的な給食、子どもたちの食育に対する考え方、そして、地元にも、地元の振興にもつながるような地産地消、そういうものも考えていらっしゃる、私も同感であります。

それをするには、完全な給食といいますが、そういうきちとした子どもたちの将来に対しても責任の持てるような給食にするためには、ある程度の時間を要するという事もあると思います。

市長は、2年の間に給食を実施するというふうな公約を掲げていらっしゃいますけれども、2年という期間の範囲ですね、平成22年のその年の間ということなのか、それとも、平成22年度という年度なのか、それとも、完全なものといいますが、子どもたちに本当にいい給食をするには、少し期間が延びてもそれはしょうがないのではないかとこのような考えをお持ちなのかどうか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、国保税についてなんですけれども、担税力に合った課税徴収の仕方になっているというふうにおっしゃいましたけれども、この間の私たちの暮らしを見てみますと、非常に収入は伸びていないんです。かえって減っているんですけれども、これまでの経過を見てみますと、私たちにとっては大変厳しい、定率減税の廃止ですとか、または、特別控除の廃止、あるいは高齢者控除の

廃止、そして、今度は公的年金の控除率が減らされたというようなこととか、住民税に対する高齢者の非課税措置が廃止されたとか、住民税が今度一律10%になったというようなことがありまして、非常に控除が少なくなって、所得はふえないのに所得の課税額といいますか、基礎的な課税額がふえているというような状況の中で、課税されるものが非常に大きくなっているわけですね。

そういうことから見ますと、やっぱり住民の生活というのは非常に厳しいものになっているというふうに思います。生活実態を直視するということが非常に大事なことだと思いますけれども、こういう一人ひとりのことを調査するわけにはいかないと思いますけれども、これくらいの所得の家庭であれば、どんな可処分所得といいますか、税引きした後でどれくらい自分たちの生活に回せるのかということも、やっぱり調べる必要があるのではないかなと私は思っております。

私ごとなんですけれども、私は夫と2人家族なんですけど、扶養控除がないということもありますけれども、私の家の国保税、それは医療分と後期の支援分を含めたものなんですけれども、これが所得割の課税基準額、これに対して国保税の占める割合が11%近くになっています。ですから、これは大きな負担に感じるんですね。そのほかにも、介護保険とか市町村民税、また固定資産税など、いろいろな税が賦課されるわけですので、このことについては非常に市民の間では負担感が重いというふうに思っております。

ですから、一度市民の生活レベル、どれくらいのものなのか、税負担がどれくらい生活を圧迫しているのか、生活費にまで食い込んでいるのではないかと、そういう実態を調査すべきではないかと私は思いますが、その考えについてお尋ねをしたいと思います。

それから、国の負担をふやすべきではないかということにつきましては、国保のそのもののあり方が今問われているということで、県単位で一本化するというようなことも、国の方では考えているようだということがあったわけですが、そのことに対しても非常に不公平感が出てくるというようなことも私は感じているところです。

といいますのは、合併をしまして、これまで保険税が非常に低かった町とか村、それと、市の段階で合併をすれば、やっぱり高い方に保険税なんか合わされてしまうということがあるわけです。ですから、県を一本にするということは、そういう弊害も出てくるのではないかと心配を私はしております。

ですから、これからの推移を見なければわからないことだというふうには思いますけれども、やっぱり国に対して負担割合をもっとふやしてくれというような要望をしていくことは大きなことではないかというふうに思っております。

私、今国保新聞を見せてもらっておりますけれども、全国の市町村長会の中なんかでも、やっぱり国の負担を求める、そういう意見も出されているようであります。ぜひそういうところもお願いしたいなというふうに思います。そして、寒河江市でできることについては寒河江市がやるべきではないかということで、国保税の第27条、これを実効あるものにすべきと思いますけれども、この第27条に対して申請をして、それが該当された方がいるのかどうかなんです。

これ条例としてはあるんですけれども、全く該当しないといいますか、これに該当するには非常にさまざまな制限があるわけですね。一緒に住んでいる人の中で国保加入者でない、他保に加入している人がいるとしても、その人が担税力があるのではないかと、負担はできるのではないかと、というようなことですか、あるいは、世帯主が自分の葬式代として幾らかでも足しにしたいということ

で貯金をしていたと。そういうふうな貯金、いささかの貯金ですね、そういうことも排除されるというようなことですか、非常に該当になる人がいないという厳しい条件があると思うんです。

ですから、それに対しては、他保加入者の担税力は見ないとか、あと、幾らぐらいまでだったら預金も認めますというような、少しそういう緩和策をとらないと、これは該当になる人がいないというふうに思うんですが、その辺について市長の考え方をお伺いいたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点かお尋ねでありますけれども、順次お答えをしたいと思います。

まず、中学校の給食に関して、御案内のとおり、私はマニフェストというんですか、公約の中で2年以内の実現をするという公約を掲げておったわけであります。

この2年以内というのはどういうことかという、現在、教育委員会の方でその方式について御検討いただいているわけです。その方式の決定までにも時間がかかる。それから、方式を決定した後、場合によっては施設整備というものも当然出てくるであろうし、改修なども出てくるケースも方式によってはいろいろあるわけです。そういった想定される期間を考えれば、少なくとも2年はおかかっていくんだろうというようなことで、公約の中で2年以内の実現を目指すということで掲げさせていただいたところであります。

その2年についてどうかと、絶対2年なのか、少し弾力性があるのかというふうな御質問だろうかと思えますけれども、現時点では、その方式というものは、今検討していただいている段階でありますので、公約の実現に向かって最善の努力をしていくという考えで今のところはおりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、国保に関してでありますけれども、もう少し生活実態を直視してみたらいいんでないかと。知らないんでないかというような御指摘だというふうに思えますけれども、できる限りいろいろなそういうケースの方々の実態というものをできる限り調査するなり、お聞きするなりということで、そういう実態に即応した制度のあり方というものも、やっぱりいろいろな機会をとらえて検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

また、国保全体の制度のあり方についても、やはり財政基盤というものを将来的に確かなものにしていくというためにはどうあるべきかということで、県一本で統一をしたりということも市長会を通じて要望させていただいているわけでありまして、そういった中で、国の負担というものもどうあるべきかということが、今いろいろな段階で議論になるうかと思えますので、国もこういう財政状況、大変な状況でありますから、なかなか実現というものは果たしてどうなのかという問題もあろうかと思えますけれども、そういった財政基盤の確立、確固たる財政基盤をどう確立していくかということの中で議論をしていくべき課題であろうというふうに思っているところであります。

それから、条例の第27条の具体的なケースについては、担当課長の方から御報告させていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 お答えをいたしたいと思います。

私の答えでは、食育を中心というようなことから、地域における食の生産、食文化や食の多様性ということで、一くりにしてしまいましたけれども、当然に検討委員会でもお尋ねありました地産地消については、いろいろお話し合いをさせていただいているところでありまして、また、私どももこの検討を進めるに当たって、当初から、市長の方からはこの地産地消についてもというふうな検討要請があるところがございます。

そういうことから、私どもとしましては、議員がお尋ねの実施方式の検討に当たりまして、自校調理、親子調理、センター、民設民営、あるいは弁当等の併用とか、いろいろな方式を検討しているわけでありまして、当然のことながら、ただいまの地域における食育の、特に地域における農業、その中で生産、あるいは地産地消というような要素も当然に大事にして、検討事項の重要な要素として入れ込んで検討しているところであります。

さきの杉沼議員の質問の中でも、この実施方式をめくりましていろいろお答えさせていただいたわけですが、当初、私も就任した時点では、やっぱりこの方式はなかなか難しいなと思っていたところですが、この検討になりますと、なおさらのこと容易ではないというようなことがわかってきておったところございまして、財政面やら、ただ、やるからにはよりよいものというふうなこともありますし、また、できるだけ早くということもあります。議員お尋ねのような地産地消、あるいは食育の観点からも十分に取り入れまして、実施方式についても早急に結論を得るよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

高橋勝文議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 国保税の減免の件について、私の方からお答え申し上げます。

国保税の減免については、前年度の所得に比べて著しく当該年度の収入が減った場合に適用するようになってございますけれども、その所得の減ずる割合ですけれども、3分の1以下になった場合は、所得割額を10分の7に3割減額すると。2分の1以下になった場合は、所得割を半分にする。3分の2以下になった場合は、10分の3、いわゆる7割を減ずるという制度になってございますけれども、平成18年度を最後にこの種の減免申請は出ておりません。

ただ、先ほど議員の質問の中にありますけれども、担税力を調査して賦課をすると同時に、減免する場合も、担税力の調査は重要な要素になってくるのではないかということで思っておりますけれども、今、申しあげましたとおり、前年度所得に対して何割減という制度でありますので、一定以上の所得がある人も減った場合にはこの制度を活用できるという制度になってございますので、預貯金等の資産状況等も含めて、ある程度その世帯の担税力と、いわゆる納税する力を見きわめた上で制度活用、運用することが重要な要素になってくるということで、この種の調査内容についても、そういう預貯金、資産、世帯としての状況等を十分に調査するようになってございますので、今後もそれらを踏まえて制度活用をしていきたいというふうに思っております。以上です。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 給食については、今の教育委員長のお答えのように、やっぱり子どもたちにとって本当にいい給食にするためには、1月中にはもう結果を出さなければいけないということなんですけれども、地産地消も踏まえ、そして、子どもたちの食育を充実させるような、将来に悔いを残さないような、給食をぜひ実施してほしいというふうに思っております。

それから、今の第27条の件についてですけれども、今税務課長からも答弁ありましたけれども、本当に困っている方、例えばリストラをされて全く所得がなくなったというような方ですとか、あるいはまた倒産をした方とか、そういう方が今たくさんいらっしゃるわけですね。

ですけれども、今のこの第27条の該当するかどうかの規定を見ますと、もう全く該当する人がいないという感じですね。家族内の担税力も見ると、資産も見ると、預金も見るというようなことであれば、これはもう該当する人がほとんどいないということだと思います。

ですから、第27条という条項はあっても、これはもう全く使い物にならないということだというふうに思うんです。せっかくこれ減免規定として設けているのであれば、本当に困っている人たちが救われるような、そういう減免の条項にすべきだというふうに思います。

それから、先ほどの市長の答弁の中では、国保法の第44条の中にある医療費の減額や免除や延納の制度なんですけれども、これも平成18年度のうちでは申請する人が……

高橋勝文議長 残り3分です。

佐藤暘子議員 いなかったということなんですけれども、これもやっぱり知っている人がいないというふうに思うんです。そもそも知っている人がいないと。ですから、ほかの市町村のホームページなんかを見ますと、こういう減免の制度がありますよとか、そういうものをお知らせしているわけです。ですから、本当に市民の方に利用していただくためのものであれば、これをもっと広報として知らせていくということも必要ではないかというふうに思いますが、その点について、内容の充実とともに知らせることが必要だと思いますが、その件について伺います。

以上で終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 市民の方に市のさまざまな制度について周知を図って、その利活用をしていただくということは大変大事なことであります。まず、そういった意味で、この御指摘の件などについても、できる限り広報を通じて市民の方にお知らせをするということに考えていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

木村寿太郎議員の質問

高橋勝文議長 通告番号14番、15番について、8番木村寿太郎議員。

〔8番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、新政クラブの一員として、また、この質問に関心をお持ちの市民を代表し、私の考えも含め、通告してある課題について質問いたします。

本市の第5次振興計画が施行され、4年を経過しようとしております。その基本構想の中に、子どもからお年寄りまでだれもが安全に安心できる生活を望んでおり、健康で安らかに暮らせる地域づくりを行っていく必要があります。

また、自然災害を初め、交通事故や犯罪被害など、日ごろから防災や防犯対策として多岐にわたった取り組みが必要となります。そのため、市民意識の高揚と防災・防犯組織の育成、強化を図っていく必要がありますとうたっております。

そんな観点から、次の二つの課題について質問いたします。

最初に、通告番号14番、バス路線のない地域への交通対策についてお伺いいたします。

市長の答弁をよろしくお願い申し上げます。

我が国では、高齢化社会の進展により、さまざまな影響がいろいろな分野に波及しております。公共交通の分野においても、これらの問題に的確に対処することが求められております。

現在の高齢者世代は、自動車免許の所有をしていない割合が高く、特に女性の免許所有率が低く、本市においても公共交通機関の乏しさがああり、日常生活移動に不自由さを感じている方が多いのではないかと推測されます。

今、各自治体における行政サービスは、質、量ともに高度化を要求されてきております。特に、地域の交通弱者に対する移動手段確保の問題は、既に行政課題化しており、公共交通と福祉の問題を兼ね合わせた課題として、早急に解決すべき問題となってきたかと思われまます。

本市においても、高齢化率は高く、本年の4月1日現在で25.88%であり、地区別に見ても一番高い白岩地区が34.46%、低いのが元町地区の22.25%です。

一方、町会別に見ると、白岩地区のある町会などは44.75%で、いわゆる限界集落に近く、一番新しい地区であるみずき団地の高齢化率はわずか9.8%であり、その差は極端です。

生活構図が大きく変化をし、いかに地域格差が出てきているかが明らかであります。そのために、高齢や身体に障害を持つ方々は、病院や買い物に行く不便さを実感しております。やはり交通移動手段としては、当然公的機関を頼らざるを得ないのが実態であります。

本市においても、幸生・田代を含んだ白岩地区、谷沢・米沢などを含んだ高松地区、中郷・金谷・平塩などを含んだ柴橋地区など、いわゆる路線バスが通過しない交通空白地域がそのほかにも多くあり、まずこの地域の解消を図ることが喫緊の課題かと思われまます。

それには、いろいろな順序を経なければならぬわけですが、どんな不便性を感じているのか。いわゆる世帯別の交通弱者や自動車免許の年齢別所有者などの数字は把握しているのかをまずお聞きいたします。

今、注目の事業仕分けの中でも、路線バス、市営バス、コミュニティバス、デマンドバスなどについては、新聞報道によると、74億円の補助金を国で今年度支出しております。その中で、新規バス購入の補助金は次年度カットされるようですが、この膨大な数字を見ても、全国どこの自治体も生活移動交通手段は課題となっているのが理解できます。

本市では、今年度も市民交通対策費として天童市営バスの天童寒河江線に運行負担金、寒河江水沢線の路線バス事業所には、バス路線維持費補助金を支出しております。

そのほかにも、寒河江朝日線は、現在、国の補助をいただいて運行しているわけですが、乗車率が随分低下し、収支比率の限界に近く、そうなれば、国の補助がなくなります。

本市を含めた沿線市町村に負担がかかってくるわけです。この実態を見ても、当然近い将来、1市町だけではなく、広域的な交通体系を見直す時期に来ているのかと思われまます。

路線バスにかわるものとして、全国的には市営バス、コミュニティバス、デマンドバスなどが運用されておりますが、デマンド型乗合タクシー事業を導入する自治体が大変多くなっているようです。

この事業は、利用者の要求や需要に合わせて、各自治体がタクシー会社などに委託して運営するものであり、山形県では、既に平成17年6月より2市8町2村で実証運行や本格運行などに入っております。タクシー業界の有効利用や安定収入などにも結びつき、交通弱者の方々などからも満足度の高い評価を受けているようです。

先日、県の担当者のお話を伺ってまいりましたが、まだ実施をして4年足らずではあるが、地域に密着した生活交通手段として、だんだん役割を担い始めているとのことでした。

また、導入市町村に対する支援として、生活交通確保対策事業や、運行支援としての市町村総合交付金や、広域移動ニーズへの対応に関しての地域交通活性化事業などによる県の補助制度もあるようです。

いろいろな課題が山積みかとは思いますが、ぜひデマンド型乗合タクシーの導入に向けて十分な精査をし、交通弱者に対する利便性を考え、将来の本市の交通体系も描きながら早急な実現に向けて実施すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号15番、住宅用防災警報器の設置義務化の対応についてをお伺いいたします。

ことしは例年になく早い11月3日の初雪で、大雪の心配をしましたが、12月にしては連日暖かで穏やかな気候に恵まれておりましたが、やっとここ二、三日、平年の気候になってきたようで、その寒さ対策の暖房としては当然「火」が伴うことであり、火災発生のおそれに結びつくわけです。

先日も山形市でひとり暮らしの方が犠牲になっており、本市においても平成19年3月には2名の犠牲者が出たことは、まだ記憶に新しいところであります。

犠牲者のほとんどが「逃げおくれ」で、多くが寝室や階段で発見され、火災に気づかなかつたり、気づいても火の勢いがたちまち広がり、襲いかかる炎や煙に逃げ場を阻まれてしまいます。

万一火災が発生した場合は、早い段階で気づいて初期消火や逃げおくれがないように避難することが大事であり、消防庁の統計でも、住宅火災による犠牲者数は建物火災全体の90%に及び、そのうち59.4%が「逃げおくれ」によるものと数字に出しております。

平成16年の消防法の改正で、住宅内での煙や熱を感知すると警報音や音声で火災を知らせる住宅用防災警報器の設置が義務化されました。

平成18年6月からの新築住宅に、そして、平成23年5月末までに、既存のすべての住宅への設置も義務化されます。警報器には、煙式、熱式、火災とガス漏れを感知する複合型、目や耳の不自由な方には、音や光の出る補助警報装置などのいろいろな種類があるようです。

その先進国であるアメリカでは、20何年前に義務化され、普及率は90%を超え、その間、20何年かで火災による犠牲者が約半分まで減ったという実績があります。

生活意識や様式の大きな変化などにより、共同体的な地域の連携感がだんだん薄れ、町内会などの地域コミュニティが極端に衰退してきております。

特に、本市においても、高齢化もどんどん進んでおり、中山間部や多雪地帯、そして消火作業が思うに任せない地域も多く、早急な対応が必要かと思われまます。

先日の報道によると、住宅防災警報器の設置率が、全国平均で45.9%ぐらいに対して、残念ながら山形県は、啓発活動や危機管理不足か、設置率が13.9%と異常に低い数字であります。

そこで、市長に二つの見解をお伺いいたします。

一つ目は、平成23年6月からの住宅防災警報器の設置が義務化されるわけですが、本市における設置率の現況はどれくらいか。そして、現在、どのように対応しているのか。

二つ目は、昨年も一般質問させてもらい、それを受け、75歳以上のひとり暮らしの世帯に戸数にして300戸近くの設置をいただき、安全・安心な面からも大変好評であります。他の市町村などを見ても、75歳以上の2人暮らし世帯、非課税世帯、低所得世帯、障害者世帯などにも支援をし設置しているのが多く見られますが、本市においてもぜひ設置を考えていただきたいと思います。御所見をお伺いし第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 木村議員からは2点御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、バス路線のない地域の交通対策ということでありますけれども、最初に、交通空白地帯ということでありますけれども、交通空白地帯をバス路線やJRなど公共交通機関が運行されていない地域というふうにとらえるのであれば、議員御指摘のように、幸生・田代地区、それから谷沢・米沢などの高松地区、そして中郷・平塩などの柴橋地区のほかに、醍醐地区、さらに宝地区なども該当するのではないかと、当てはまるのではないかとというふうに私どもも思っているところでございます。

また、世帯別の交通弱者や運転免許の年齢別の所有者数について御質問ありましたけれども、具体的に交通弱者、定義づけをして把握しているわけではありませんけれども、ことし4月1日現在で、65歳以上の単身世帯が621、高齢者夫婦世帯が992、高齢者のみの世帯が87世帯ということでありまして、合計1,700世帯が該当するのではないかと、そういうふうに言われるのではないかとというふうに思っているところであります。

また、市では、障害者の社会復帰を促進して支援する心身障害者福祉タクシー利用助成事業というものを行っているわけでありますけれども、このタクシー利用券交付者は、現在、543名であります。

次に、運転免許の年齢別の所有者ということでありますけれども、このことについては、県警で市町村別に把握されているわけでありまして、本市の場合、ことしの6月1日現在で、免許の人口総数が2万9,200人余りということで、そのうち65歳以上の方は5,529人です。本市の65歳以上の方の約半数が運転免許を保有しているという状況であります。

また、65歳でなくて、70歳以上の方ということでは、3,550人ということでありまして、人口の41%、75歳以上ということになりますと、1,934人ということで、人口の32%というふうになっているところであります。

次に、デマンド型乗合タクシーの導入についての御質問でありますけれども、御案内のとおり、デマンド交通は、地域生活交通の一つの形態として位置づけされているわけでありまして、路線バスとは違い、利用者登録をした方が希望する乗車時間や場所を事前に予約をして他の利用者との相乗りによって、乗合によって目的地まで移動するというところであります。

この交通システムのメリットといたしましては、タクシーに近い利便性を路線バス並みの低料金で享受できるということでありますが、一方で、定時性、時間が正確だという定時性の確保については難があるというふうに言われているわけでありまして。

県内のデマンド型交通システムを導入している市町村がふえてきているのは御案内のとおりでありまして、現在、10の市町村で本格運行をされておりますほか、二つの町村で実証運行がされているという状況でございます。

本格運行されている市町村については、いずれも市町村営バスや廃止代替バスからの切りかえたものでありまして、小型車やワゴンタイプの車両を使用して、デマンド型乗合タクシー事業を展開しているということでありまして。

このデマンド型乗合タクシー事業については、予約システム整備、さらには、オペレーターの人

件費、通信費の経費というものを要するわけでありませぬけれども、小型の車両を使用するために、車両購入の初期投資や維持費を低く抑えることができる。また、予約がない場合は運行する必要がなく、効率的な方法であるというふうには考えられております。

市民の皆さんには、近い将来の移動手段について大変心配されている方が多いというふうには思われます。また、路線バスが運行されてない地域からの要望が多く出されているという状況から、今年度中に今後の地域生活交通確保についてアンケートを行い、今後に向けて調査、検討をしっかりと進めていきたいというふうには考えているところであります。

次に、住宅用防災警報器の普及対策ということについて何点かお答えをしたいというふうには思います。

まず、平成20年中の全国の住宅火災の死者数というのは1,123人です。平成17年の1,220人をピークに減少はしておりますものの、平成15年以降は連続して1,000人を超える高い水準にあるというふうには言われております。

平成20年中の死者1,123人のうち、65歳以上の高齢者は710人、6割を超えるということになります。増加傾向が続いております。

ただいま議員からもお話がありましたけれども、「逃げおくれ」による死者は実に59.4%に及んでいるというのが実態であります。また、県内における平成20年の建物火災における死者は21人です。本市では幸いございませんでしたし、ことし平成21年のこれまでの寒河江市の火災発生件数は6件ということで、そのうち住宅火災はわずか2件ということで、これまでになく少ない発生状況になっているわけであります。

しかしながら、全国的に見ますと、火災はまだまだ多いというわけであります。そして、先ほども申しあげましたように、住宅火災による死者の多くが「逃げおくれ」であるということで、今後も続く高齢化の進展を考慮した場合、火災の発生をいち早く感知をして警報を発する住宅用防災警報器が、死者の低減に有効であるというふうには言われているわけであります。そうしたことから、義務づけになったということもございます。

寒河江市としても、今後ともより一層普及拡大に努めていきたいというふうには考えているわけあります。

それで、御質問の寒河江市の設置率と今後の対応ということになりますけれども、御質問の中でお話しがありましたけれども、ことし3月時点の全国の推計の普及率、45.9%ということになります。山形県は13.9%という推計の普及率ですが、これは総務省消防庁の調査結果でございます。

寒河江市の普及設置率ということになりますけれども、現在、寒河江市では全戸を対象とした調査を実施してはおりませんが、これまで消防本部が行ってまいりました設置状況のアンケート調査がございますので、御披露申し上げますと、例えばことし7月20日に開催した寒河江地区の女性防火員研修会では、回答者数が65名おりましたが、23名が設置をしているということで、35.38%が設置済みということになっておりましたし、元町での防災訓練では50%、また、10月4日に開催した市の防災訓練では23.75%の方が設置済みというふうな回答を得ております。

合計10回のアンケート調査をしているわけになりますけれども、回答者数384名中、設置済みが120名ということで、設置率としては31.25%というふうになっているわけあります。

現在、市の対応状況ということになりますけれども、まず今年度を実施いたしました単身高齢者等への支援事業でありますけれども、この事業は、満75歳以上の単身世帯者及び1級または2級に

該当する単身障害者で希望する方々に対して無料で防災の警報器を1個設置をするということでございました。

11月末現在での設置数は、75歳以上の単身世帯者では287世帯、1・2級の障害者、いわゆる重度の心身障害者の方では6世帯ということで、合計293世帯に設置をさせていただいたところでございます。

今後の普及啓発活動についての取り組みということでもありますけれども、できるだけ制度を認識してもらおうということが重要でありますので、例えばことし設置をいたしました自主防災組織連絡協議会でありますとか、寒河江地区の女性防火員研修会などなどのさまざまな会合での防災に対する事業の開催など、あらゆる機会をとらえて消防本部と一緒にこの周知に今現在努めているところでありますし、また、広報での周知活動というものも重要でありますので、毎年、市報の7月20日号で掲載しております消防さがえのコーナーで設置の呼びかけを掲載しております。ことしも単身高齢者等住宅用防災警報器設置事業の記述とともに掲載したところであります。

また、「寒河江市くらしの便利帳」への掲載も行って周知を図っているところであります。また、消防本部におきましては、毎年春と秋に発行しております「消防だより」においても、啓発を進めているということでございます。

次に、非課税世帯、低所得世帯、障害者世帯などへの支援ということを御質問がございました。

先ほど申しあげました高齢者等への設置事業の実施に当たっては、民生児童委員の方々の御協力によって、実際に単身で本市に居住し、希望する方を対象に行っているわけであります。高齢者とともに障害者についても設置を終了いたしましたので、ほぼ網羅をされていたのではないかとこのように思います。

また、非課税世帯、低所得世帯への支援はどうかという御指摘でありますけれども、御意見でありますけれども、県内の他市町村における支援状況では、確かに生活保護世帯、あるいは母子・父子世帯に対しても御支援を行っている市町村はあるわけでもありますけれども、御支援を行っている大部分については、その内容は、寒河江市のように75歳以上、もしくは65歳以上の単身世帯、重度障害者世帯に限定している、いわゆる「逃げおくれ」が懸念される方を優先して支援している実情であります。

寒河江市としても、非課税世帯、あるいは低所得世帯への経済的な支援というよりは、むしろ安全面に配慮した、留意をした「逃げおくれ」からの予防という考え方に立って進めているわけであります。

今後もしスクの高い75歳以上の単身世帯、それから単身の重度心身障害者世帯を対象にして御支援をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

木村寿太郎議員 第1問に対する答弁、短い中にも中身の濃い答弁をしていただきまして、まずもってありがとうございます。

昨年の12月と3月とか、そしてまた、今回は辻議員というようなことで、要望の多い事項であるということをもっと理解いただければ大変ありがたいなと思います。

そして、今の答弁の中に、市長は今年度中にアンケート調査を行い、そして早速対応させていただくというような、大変ありがたい答弁をいただきました。その言葉に尽きるんじゃないかなというような感じがしております。

と同時に、私も田代・幸生地区の人といろいろ話す機会もございますので、いろいろお話を伺ってまいりました。

その中でも、やはり要望事項としては大変多種多様にわたっておりますけれども、簡単に申しあげますと、今現在、いろいろな隣近所とか、そういう人と隣り合わせをしながら、友人等のお助けをいただきながら、送り迎えをしたり、助け合いの輪を広げているというようなことでしたけれども、一番肝心なことはやっぱり交通事故の問題だそうございまして、私は当然かなというふうにするんですけれども、やはり万が一事故あったときのことを考えると、やっぱり補償とか、そういうものが一個人だけでなく、地域全体に広がるんじゃないかというような心配が懸念されるということを本当にしみじみとおっしゃっていました。実感としてそう受けとめるべきではないかなというような感じはしております。

それから、幸生・田代地区のことばかり申しあげて、地元のことでもいろいろお伺いしたものですから、その方ばかりを申しあげて失礼ですけれども、昭和60年代にもう路線バスとしてはなくなってしまったわけですが、その中で、田代地区だけが不便さを感じてデマンドバス方式のような形のものを何年か実行したんだそうです。

それは1戸当たりの負担金をいただきながら、その当時100世帯ぐらいだったと思いますとおっしゃっていましたけれども、そういうふうにした中でも、やはり100世帯ですと、ちょっと人数的にも大変だなというのが実感でしたということをおっしゃっていました。

それもまた戸数、車を持って実際自分で町にいろいろ出ながらも、やっぱり負担をしなくちゃならんということもいろいろ不平、不満の中の一つであったというようなこともお聞きしております。

やはりこういうものを踏まえてみしても、今後はやっぱり社会実験を行いながら、ぜひやってもらいたいものだなということを私は思っているところであります。

目的としては、先ほど市長からも答弁ありましたように、やっぱり病院とか、市役所とか、中心市街地とか、そういうのが主だと思います。あとは寒河江駅とか、そういうことだと思いますけれども、いろいろその中で話も出しても、やはり幸生地区の方ですけれども、幸生地区を例えば出発して、簡単に言えばいろいろな地区を回ってやった方が、まず人数を確保、乗車人員を確保しなければならぬわけですから、例えば幸生を出発して上野、宮内を経て、谷沢とか米沢とか、そういうものを経て来るとか、例えば田代地区であれば、田代地区を出発して、留場・楯を経由して、慈恩寺、箕輪、日和田地区なんかを経由して来るといったような方向にしたらどうですかというよう

なことも、いろいろお話もありました。

やはり一番の問題は、それを何日間に一遍ぐらいに運行するのかということが、当然大きな問題になってくるわけです。それも1日何回ぐらい往復するのかなという問題もあります。それから、今申しあげたような経路の問題もございます。

それから、タクシー会社の方とも話したんですが、今、寒河江市内は、タクシー会社は無線がほとんど通用するそうです。そして、通用しないところはなくて、それから、利便性から考えれば、当然タクシーの暇な時間とか、そういうこともねらってやれますし、1日各地区によっていろいろ違うんでしょうけれども、1日の単価をどれぐらいにするとか、そういう方向の決め方もあるんじゃないかということも申しあげました。

そのような観点から、やはり先ほど市長も答弁しましたけれども、デマンドバスというのは、やっぱりタクシー並みの利便さと、そしてバス路線のような安い料金にすることが第一だと思います。そこら辺を考えながら、十分実施に向けて頑張っていただきたいというのが私の実感でございます。

それで、ただいま近隣の市町村をちょっと調べてみましたけれども、河北町ではデマンド式というか、そういうような形の10名ぐらい乗るバスを、1日各地域によって分けて何回か運行しているそうです。

西川町は町営バスを運行しておりますし、朝日町、それから大江町なんかは、スクールバスを混乗型にして、文部科学省の許可を得てやっているというような話もお伺いしました。

そしてまた、朝日町においては、今回の緊急経済対策の補助金を受けて、デマンドバス形式のものを4台購入したというふうな話を伺いました。来年度から実施するというような話でしょうけれども、そういうような話も伺いました。

ちょっとお伺いしますけれども、私の方でも、本市としても2台のスクールバスを今所有しているわけですが、混乗型にできて、何か最近はそういうことができないのか。今後の対応はどうなのか。そして、生徒数の減少によって、今西村山高校の再編というのが大きく取り上げられているわけですが、そういうふうになれば、本当に交通移動手段としては大きく変わってくるんじゃないかと思ひまして、そこら辺の所見を市長からお伺いしたいと思います。

それから、もう一つの問題は、防災警報器の問題でございますけれども、やはり最大の難点は、個人住宅の防災対策というのは、自分の命は自分で守れという自助努力が原則でありますので、設置する条件というのは必要最小限にとどめられております。

ただ一番の難点は、設置義務を違反した場合には罰則がないということが一番問題だと思います。本当に今後の大きな課題になってくるんじゃないかというふうに思います。

また、本市においては、今お話をお伺いしますと、31.25%の設置率だというふうに聞きますけれども、まだまだ設置率が低いわけです。まだ市民の方々もやっぱりどんなものか、いつまで設置すればよいのかとか、それ、どうすればよいのかなどというのが、まだまだ浸透していないのが現状じゃないかと思ひます。

まずは、やっぱり啓発運動から始めるべきであり、例えば、いよいよ近づいてきましたら、市民課あたりの窓口で現物をおいて広報活動をするとか、あるいは市のホームページを開いてクリックすることによって、すぐ詳細説明が出るとか、そういうふうな広報の仕方もあるんじゃないかと思

いますし、いよいよ半年後ぐらいに近づいたら、やはりもう回覧板形式にでもやるとか、そういうふうな広報活動をしていかないと、まだまだ設置率が伸びるということは難しいんじゃないかなというふうに私つくづく感じております。

それから、西村山広域事務組合火災予防条例というのによると、やはり最低寝室に1個、それから、それが、寝室が2階であれば階段にということで2個になるわけですね。

それで、今31.25%の世帯ということで、残り約まだ9,000世帯ぐらいあるわけですので、何らかの形で大量購入をして、それで市民に還元するとか、そしてまた、それによって市内の取扱店においても、経済波及効果というのも相当大きいんじゃないかというふうに思いますし、その辺の所見があれば市長からお伺いし、第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 デマンドバスについての御質問にまずお答えをしたいというふうに思いますけれども、近隣の町ではスクールバスについて混乗をして活用しているというようなことであります。大江町、それから朝日町あたりでもそういう状況になっているということをお伺いしているわけでありす。

そういうことを寒河江市でもできるかどうかということも一つあるかと思ひます。いろいろ寒河江市においてはスクールバス、現在、2台あるわけでありすけれども、日中も実際は市内の14の小・中学校の校外学習活動などに頻りに使われているというような状況でありまして、大江町のような対応というのは現実的には大変難しい。スクールバスの混乗ということについては大変難しいんではないかというふうに考へているわけでありす。スクールバスですから、乗車人数とか、それから時間の制約などもあつて、大江町のような対応というのはなかなか難しいというふうには考へております。混乗はなかなか難しい。その他の方法を考へるといふことでありすけれども、そういう対応を今検討しているところでありす。

また、高校再編については、北村山地域の高校再編については、ある程度の方向性というものは、最近県の教育委員会の方で示されたわけでありす。西村山のその検討結果というものは、これからまだ検討中ということでありすので、今、それに対応したどうのこうのという段階ではないというふうに私どもも思っているわけでありすけれども、どういふ結果になろうとも、高校生の交通手段確保ということについては、いろいろやっぱり広域的に対応結果を踏まえて、検討結果を踏まえて、十分地域全体として対応を考へていかなければならない大変大きな課題ではないのかというふうに思っているところでありす。

それから、住宅用の防災警報器の設置についての御質問、何点かいただきましたけれども、やはり今テレビなんかでも若干宣伝なんかもしているような状況にはあるかと思ひますけれども、なかなかおっしゃるようによび、市民の方に浸透しているということまではまだいっていないということは我々としても痛感しております。

まず、あらゆる機会を通じて、この制度の期限もあるわけでありすので、その普及拡大に向けてPRをしていきたいというふうに考へているところでありす。

それから、御質問にありました件でありすけれども、この制度自体に罰則の規定がないから、なかなか普及が進まないのではないかというようによび指摘でありすけれども、御案内のとおり、今木村議員、いみじくもおっしゃいましたけれども、住宅防火の基本というものは、あくまでも自己責任だということでありすので、また、設置をしてないからといって、すぐには他人に害を及ぼすというようなものでもないというようによび、制度に罰則規定が設けられてないというふうによび私どもも理解しているところでありすけれども、その制度の内容はともかくとして、やっぱり期間までに多くの市民の方には理解をしていただいて、その設置を拡大していかなければならないというふうによび思ひますので、市で共同購入してということにはなかなかいかないわけでありすけれども、あらゆる機会を通じて共同購入などについての呼びかけを図っていく、そして個人負担を軽減するというようによび、そして安価に購入していけるような支援をしていくということは大事だろうというふうによび思ひます。

既に市内におきましても、西根地区あたりでは消防の後援会、それから、町内会が地元の消防などと一緒になって取り組んで、少し安く共同購入しているということもありまして、本楯地区などでも共同購入が進んでいるというふうなことを聞いているところであります。

我々としても自主防災組織などに対しまして、共同購入の働きかけを行っていきたいというふう
に考えているところでございます。

以上であります。

高橋勝文議長 木村議員。

木村寿太郎議員 第2問の答弁ありがとうございました。

デマンドバスの件ですけれども、やはりスクールバスの混乗型というのが、本市においてはやはり乗車人数や学校の始業時間とか、学校の始まる時間とか、そういう問題がありまして、なかなか本市には合わないんじゃないかということに対しても、私どもは理解はできるんですけれども、そしてまた、地域全体で今後、広域的に考えていかなければならないんじゃないかという答弁もいただきました。ありがとうございます。

最後にちょっと質問、これ答えられれば結構なんですけれども、今年度から地域担当制というのがございまして、幸生・田代地区は今いろいろな形で月1回ぐらいの会合をやっているわけでしょうけれども、その地域担当制の会議では、お話し合いでは、何か話が、要望が出ているのかどうか、その点を1点だけをお聞きして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 それでは、幸生と田代地区の地域担当制のことがありましたので、私の方からお答えしたいと思います。

地域担当制職員につきましては、現在、月1回定期的に会合を開きまして、地域づくり計画の策定に向けているわけですけれども、いわゆるこのデマンド型交通システム含めまして、交通手段の確保対策については、当初課題を出してもらったわけでありまして、地元側からは特段返ってはこなかったわけでありました。

また、地域座談会も行ったわけですけれども、その際も地元の方からの御意見は出なかったところですが、ただ、担当者の方で、職員の方で課題ではないかというふうなことから、逆に問うたといえますか、お聞きしたところ、幸生地区については、近々の課題とは思っていなかったようでありまして、今はまだ大丈夫だというふうなことであったんですけれども、近い将来は考える必要があるというふうなことであったようです。

また、田代地区につきましては、議員もおっしゃいましたけれども、かつて田代地区でデマンド型のような交通を行ったわけでありまして、利用者が少なくて廃止になったわけでありまして、

そのときも、地元の負担、あとは各戸の負担もあったわけでありまして、その負担のことがあって、ちょっと人も減っているし、難しいというふうな考えのようでありました。

ただ、それは地元の負担があったということから、そういうことでの考えであったようでありまして、行政の方でバスの運行ということであれば、それはぜひやってもらいたいというふうな要望がありました。

いずれにしても、両方の地区においても、地域づくり計画の中で何らかの文言としてそれは入ってくる見込みになっております。

以上でございます。

松田 孝議員の質問

高橋勝文議長 通告番号16番、17番、18番について、11番松田 孝議員。

〔11番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 しばらくぶりの一般質問ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

私は、日本共産党と、通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。

最初に、深刻化している高校生の就職活動と雇用対策について伺います。

今、市民を取り巻く状況は、失業やリストラ、企業倒産が人ごとでない、いつ自分や家族に降りかかるかという不安な毎日を過ごしています。百年に一度とされる金融危機の影響をぬぐい去るのはいつごろになるのか、景気後退が深く、長くなっていることに新たな危機感を抱いております。

景気後退が急角度で深まった日本経済は、バンジージャンプ不況と言われ、この名のとおり高所から一気に落ちた後にもとの高さに戻らないという予測をしている方もおります。

こうした中で、来春卒業予定の高校生の就職内定率が11月末で77.6%、前年同期と比較して6.7ポイントも下がり、特に、地元就職を希望する生徒にとっては、厳しい状況となっています。そのために、山形労働局と山形、村山、寒河江のハローワーク主催で、就職面接会を先月25日に実施しましたが、昨年と比較して生徒が3割増で、求人数が6割減少したことで、応募が殺到し、最悪の面接会になったと言われております。

この数値と現状を見ながら、生徒の希望をかなえるために、学校側も人脈を生かし、努力をしています。来春の高校生の就職の環境悪化について、佐藤市長はこの現状をどのように受けとめているのか伺いたしたいと思います。

高校生を持つ親から、働く能力も意欲もある我が子の就職が見つからない、人脈を使って何とか頼むなどの話も、話題も聞こえてきます。この問題は、学校独自で解消できないところまで追い込まれております。

これらの課題に向けて、県は、新卒者の求人拡大を目的に、企業が高校生の新卒者を採用した場合には奨励金を支給する制度を設けるとしてはありますが、寒河江市として緊急に学校や企業の実態を把握し、支援体制を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、暮らしとゆとりを奪っている実態が次々と浮かび上がっています。その一つとして、年末を控えて雇用問題は深刻であります。10月の完全失業率は、前月比で0.2ポイント改善されたと報じられていますが、依然として5.1%の高水準となっております。

また、山形県内の有効求人倍率は0.37倍で、雇用情勢の深刻さは変わっていません。寒河江市は深刻化している雇用問題の解決のために、ことし1月9日から緊急雇用対策会議を開き、失業者対策を進めてきました。

失業者の相談窓口や臨時職員の採用、さらには、国の緊急雇用創出事業など積極的に受け入れて、雇用の場を提供してきました。

そこで伺います。

第1点目、雇用動向調査を継続するとしていますが、現在の寒河江市管内の雇用情勢を伺います。

2点目は、ことしに入り、寒河江市は、再就職が困難な方を対象に、臨時や委託事業などで109

人の短期の雇用の場を提供してきました。短期雇用の契約が終わった後の就労状況と、臨時の雇用を受け入れた企業などへ再雇用された人は何人ぐらいか伺います。

3点目、国の緊急対策として、雇用の維持、支援を行うために、雇用調整助成金制度を設けましたが、市内の企業の活用状況とその効果を伺います。

4点目は、11月28日の新聞報道では、寒河江市管内の有効求人倍率は最悪の数字を示しております。このままでは昨年末と同様の事態が起こることが予想されています。このような実態を防ぐ具体的な対策と来年度の雇用対策をどのように考えているのか伺いたいと思います。

最後に、雇用の場の確保には、新たな産業の創出と企業の誘致は欠かせません。そのために、本市では、寒河江工業団地の再拡張事業、第4次拡張事業を推進し、工業の振興と地域経済の発展に取り組んできています。

そこで伺いますが、雇用対策の面で行政として最大の効果が出せる企業誘致の見通しを伺います。

次に、平成24年完成予定の最上川緑地公園の多目的水面広場の整備計画のあり方について伺います。

平成13年11月に突如、最上川緑地公園整備事業が示され、総事業費15億円で平成14年度から事業を開始し、平成20年度の完成となっていました。

この事業について、私たち日本共産党は、多目的水面広場の整備は、周辺自治体にも類似施設があり、市民が望んでいるものではなく、使用目的もはっきりしないのに、多額の税金をつぎ込んでつくる必要があるのか。

また、でき上がった後の維持管理が将来にわたって続くことや、万が一洪水などが起きた場合には、この施設が耐えられるのかといった問題もあり、財政が厳しさを増しているときに、不要不急の事業を進めるよりも、市民が生活上必要にしているところに回すべきだと一貫して反対をしてきました。

この間、事業予算は当初予算より大幅に下げられていますが、事業は継続されています。今の寒河江市の財政状況を見ても、一般会計の市債残高は、平成20年度末で199億円を超えています。これまで財政難を理由に、生活関連予算や維持管理の大幅な減額を断行し、加えて職員の給与、平均で14万7,000円もの大幅に減額せざるを得ない状況にありながら、なぜ7億1,000万円もの巨費を投じて不要不急の多目的水面広場を投資していくのか、市民は理解できないとしています。

これまで地方自治体は、住民の福祉の向上と生活の安定という本来の任務よりも、国が補助金や有利な起債をちらつかせて勤めてきた箱物建設やハード事業を競って行ってきました。

ところが、これらの誘導に乗って箱物建設やハード事業を展開してきた北海道の夕張市が、平成18年6月に破綻、最近では、新庄市が財政再建団体に陥るなどの実態となっています。

この原因は、過剰な税金を投入し、身の丈を超える設備投資や大型の箱物施設の整備を行ったことが原因だったのです。

有利な資金を導入するには、補助金に適合する事業計画、その中身は過大に見積もる利活用や誘客、利用者数など、十分採算性が図られるとした計算書であります。完成後に起こるのは、これまでの誤算と見通しの甘さの指摘と借金返済、維持管理の増嵩、最後には住民サービスの低下となるのです。

これまでは、国の補助を受けた事業化が図られた事業はどんな理由があっても途中では覆されないと言われてきましたが、こうした硬直した姿勢が無駄遣いを助長させる要因となってきました。

自治体の使命は、住民のための低コストで良質なサービスを提供することにあります。最上川緑地公園は、時間の経過とともに意義の薄れた事業であり、これまでの批判を率直に受けとめ、多面的水面広場は直ちに中止すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、農地の土地利用調整の手法について、農業委員会会長に伺います。

農業の労働力の高齢化が進む中で、年ごとに農地の貸し付けを希望する農家がふえてきています。そのために、認定農業者への農地集積が増加し、規模拡大とあわせて圃場数が増加し、分散域も拡大しています。

その一方で、未整備圃場や耕作条件が悪い圃場は効率的な経営ができないことを理由に敬遠され、借り手が見つからない。こうした地域農業の課題解決のために、平成18年末に各地で農用地利用改善組合を立ち上げました。

しかし、組合では、農地の面的集積や耕作放棄地の解消に向けて、議論は重ねますが、諸課題については解決されない現状であります。圃場分散にかかわる問題点や効率に影響する要因については、農家自身も「そうすることが望ましい」と理解を示していますが、農地の賃借契約となると、個人の判断で契約や更新手続を済ませるとというのがほとんどであります。これは、農地利用調整の手順が農地所有者に知られていないことや、面的な農地集積の重要性が認識されていない結果だと思われま

す。農地利用調整システムを有効に機能するためには、農地の賃借、農作業の委託などについては、直接個別対応ではなく、各地区で設置した農用地利用改善組合へ白紙で依頼することが望ましいと考えますが、見解を伺います。

次に、農業従事者の高齢化が進む中で、平成17年度に白岩地区の農家を対象に、「10年後の農業従事者はだれですか」とアンケート調査を実施しました。

その結果では、約半数の方が「自分や家族で農業を維持できる」としています。残りは、「後継者がいない、わからない」と答えています。その一方で、「定年後就農を考えている」と答えた方が31名もいました。これらのデータからうかがえるのは、高齢化などにより離農者が増加する一方で、他産業に従事しているが、定年後には就農を考えているという結果であります。このことを踏まえて、農業委員会として農地をいかに管理していくかという方策を検討すべきであります。

現在、農地の賃借については、認定農業者と位置づけて契約を結ぶことを奨励していますが、農地の維持管理を主軸に考えれば、就農の意欲的な方であれば、団塊世代の就農者、担い手であっても賃借契約を結べるよう、条件整備すべきと考えますが、農業委員会会長の見解を伺い、私の第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

松田 孝議員 先ほどの私の質問の中で、財政再建団体と発言しましたけれども、財政健全化団体と訂正いたしますので、よろしくをお願いします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 松田議員からは、雇用対策、それから公共事業の見直しの2点について御質問がありましたので、順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

最初に、雇用対策であります。来春の卒業の高校生の就職状況であります。先般の市政報告でも一部申しあげましたけれども、西村山地区の四つの高校生の状況を申しあげますと、10月末現在では、就職希望者146名に対して、内定率は64.4%でございます。前年同期の84.3%から20ポイント低下しているわけでありまして。県全体を4.2ポイント上回っているものの、極めて厳しい状況であります。

学校、企業等の雇用、それから採用実態については、昨年の金融危機以来、定期的に関係機関との情報交換や直接聞き取りをするなどして鋭意把握に努めているところでありますし、また、今年に入って市の雇用対策本部会議を4回ほど開催させていただいているところでございます。

その会議の中では、各行政機関から対策の状況、そして、学校関係者からは就職活動の現状、そして、雇い主である企業側からの実情などを、情報交換を行いながら役割分担をして、一体となって対策を進めているところであります。

今後についても、そうした状況を踏まえて随時会議を開いて対策を検討していきたいというふうに考えているところであります。

先ほど松田議員からは、県の方で新たに来春高校卒業予定者の就職支援対策というものが発表されたということでありますので、そうした状況も各学校、それに企業などにも十分周知を図りながら、有効に活用していきたいというふうに考えているところであります。

次に、市内の雇用情勢についてお答えを申しあげたいと思います。

市内企業100社を対象にした雇用動向調査、10月に行いましたけれども、81社から回答を得ております。これによりますと、今後の求人予定者数が134人ということで、7月調査時点の79人から55人増加をしております。新規学卒者は、7月調査時点より高校卒が33人から51人に、そして、大卒者が26人から39人にいずれも増加しているところであります。

雇用調整や経済の一部回復状況を受けて、改善の傾向が見られるわけでありましてけれども、市内においてもまだまだ厳しい状況にあるというふうに私どもは思っているところであります。

次に、短期雇用者の契約満了後の就労状況と緊急雇用創出事業での再雇用について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

まず、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により、今年度24の事業で109人の雇用を創出し、このうち五つの事業、5事業が既に完了しているところであります。

雇用期間満了後の追跡調査というものは、具体的には行っておりませんが、一部聞き取りを行ったところ、民間企業が雇用した者を事業終了後、継続して雇用されている方が延べ14人のうち7人

おります。

市が直接雇用した方でも、雇用期間内に新たな会社へ就職が決まった方というも中にはあったところであります。

次に、市内企業の雇用調整助成金制度の活用状況とその効果でありますけれども、中小企業緊急雇用安定助成金は、御案内のとおり、中小企業が従業員を一時的に休業や職業訓練等をさせた場合に、これらに係る休業手当等の一部を国が負担し、雇用の安定を図る制度でございますが、寒河江公共職業安定所によりますと、これを活用している市内企業は全部で27社になっております。業種の内訳としては、製造業が20社、建設業が4社、そして、運輸業が3社というふうになっております。

企業におきましては、もちろん人材そのものが財産であります。この制度を活用することで雇用の継続を図ると同時に、技術の継承や今後の事業展開にも大変役立つものであるというふうに思いますので、市といたしましても、さまざまな国の制度等を活用して、そうした事業を促していききたいというふうに考えているところであります。

次に、今後の対策と来年度に向けた雇用対策ということで御質問がありました。年末対策として、ことし12月29日及び30日の両日にわたり、中小企業社向けの金融相談を商工会と一体となって行う予定にしております。そのほか、住居や生活資金等の相談についても応じて、最善を尽くしていきたいというふうに考えているところであります。

また、来年度も引き続き厳しい雇用情勢が続くというふうに予想されますことから、現在取り組んでおりますふるさと雇用再生特別基金事業、そして緊急雇用創出事業の前倒しも視野に入れながら、引き続き実施をしていきたいというふうに考えておりますし、国、県との連携を十分に図りながら、景気雇用対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、昨日、国におきまして、雇用・環境・景気というものを3本の柱とした国の第2次補正予算が閣議決定されたわけでありますので、市としてもできる限り早い時期に事業化に取り組んで雇用の安定に努めていきたいというふうに考えているところであります。

続いて、企業誘致の見通しということもお尋ねありましたので、お答えをしたいというふうに思います。

新たな企業誘致は申すまでもなく、工場建設等の直接投資効果や企業活動に伴う地域産業、地域経済へのさまざまな波及効果に加えまして、雇用機会の拡大という面では、極めて重要であるという観点から、寒河江市におきましては、これまでも積極的に企業誘致に取り組んできているわけであります。

先ごろ発表された経済産業省の平成21年度上期の工業立地動向調査結果によりますと、本年1月から6月までの工業立地件数、全国でありますけれども、前年同期と比較して、全国で47.3%のマイナス、また、南東北では42.3%、山形県でも57.3%それぞれマイナスという結果であります。

このように、昨年来、昨年の秋以降の世界的な景気後退による企業の設備投資計画の凍結、見直し、そして、企業投資意欲の減退などから、全国的な企業立地の減少が顕著であり、寒河江市におきましても、同様の事情から厳しい状況にあるというふうに認識しています。

このような状況を踏まえて、このたび寒河江市におきましては、寒河江中央工業団地に立地する企業の用地取得に対する補助制度を新たに設け、一層立地しやすい条件を整備することなどにより

まして、早期立地を促し、地域経済の活性化や、長期安定的な雇用の創出を図ろうというふうに考えているところであります。

企業立地の環境というのは、今申しあげましたように、大変厳しい中ではありますけれども、中には堅実な業種や着実に業績を伸ばしている企業もあるわけでありまして、また、ごく最近での東北管内における企業立地の進展、さらには、立地計画再開の動きなど、常に変化している経済環境、企業動向を注視しながら、企業立地活動を進めているところであります。

今後は、企業用地促進補助金の積極的なPR、そしてさらには、的確な情報収集、情報発信などに努めることによって、また、県や関係機関とも一層緊密な連携を図りながら、効果的な企業誘致を展開し、現下の最重要課題であります景気雇用対策の前進を図っていくと考えているところであります。

なお、本日既に立地をしております運輸業事業者の増設に係る案件が分譲契約に至りましたので、御報告させていただきたいというふうに思っているところであります。

最後に、最上川緑地公園についてのお尋ねでございます。

御案内のとおり、最上川寒河江緑地の整備計画については、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、水と緑のふれあいの場として整備をしていくとともに、中学・高校生のジュニアクラスのカヌー競技の全国大会、さらには、東北大会及び県内の国体予選などを誘致をして、宿泊や観光面での交流人口の拡大を図りながら、寒河江市の経済の活性化を促していこうということで、整備を進めているわけでありまして。

今年度は、地域住民の方々の要望でもあります緑地広場の整備を実施しているわけでありまして。緑地広場につきましては、地域住民の方々によりましてワークショップなどを開催をして、内容を検討していただいた結果、野球場、少年サッカー場、陸上トラックなどのスポーツ施設と芝生広場、園路、トイレなどを整備していくことにしたところであります。

本事業については、現計画において、平成24年度の完成に向け、着実に進展しているという状況にあるかというふうに認識しているところであります。

多目的水面広場につきましては、構造的にはほぼ完成を見ているところでありまして、供用のための必要な電機設備、ポンプなどの取水関係の施設・設備の整備を残すのみというふうになっているところであります。

議員からは、水面広場の整備を中止すべきではないかというような御意見でございましたけれども、これまでの事業の進捗状況、今後の展開などを総合的に勘案しますと、平成24年度の完成に向け着実に整備を進めていくことが、現時点では合理的な判断だというふうに思っているところであります。

今後は、スポーツ団体や市民の方の声を多くお聞きしながら、多くの方々に有効に利活用していただけるよう整備を進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 芳賀農業委員会会長。

芳賀靖夫農業委員会会長 農地の利用調整について質問がありましたので、お答えをいたします。

御質問にもありますように、農地利用改善組合は、地域の農業の振興を図るため、農用地への有効利用と生産性の向上を図り、農業経営の改善を促進することを目的に、平成18年度までに市内全域の9地区に設立されました。

農用地利用改善組合は、地域内の地権者や耕作者の7割以上の方が構成員となり、代議員はJA地域営農アドバイザーを初め、土地改良区、農事実行組合、各種生産組織、そして農業委員など各分野の代表で構成され、事務局を各農協支所に置いております。

初めに、農地の面的集積についてですが、農用地利用改善組合で調整し、農地保有合理化事業を行う農協を通して、貸し借りを推進している地区もありますが、まだまだ地権者の農地に対する愛着心が強く、借り手を選ぶ傾向があり、本来の目標とする活動までには至っていないような状況であります。

農業委員会としましても、御質問にありましたように、農用地利用改善組合へ白紙委任され、面的集積などの調整が行われるのが望ましいと考えているところであります。

国でも、農地を面的にまとめ効率的な利用を図るため、市町村や農協などが農地の所有者の委任を受け、代理して農地の貸付等を行う「農地利用集積円滑化事業」を創設しましたので、この事業の活用と連携を検討しながら、さらには、広報紙などを通じて地権者の理解を求めるなど、面的集積の促進に努力してまいりたいと考えております。

次に、意欲的な団塊の世代への農地あっせんについてであります。農用地利用改善組合では、各地区の農用地利用規程に沿って、認定農業者等の担い手に対して集積を進めておりますが、地域の農地を維持し、利活用を図るようにすることも組合の大きな役割の一つだと思っております。

また、認定農業者以外にも、意欲的な農家の農地が貸したい農地の隣接地である場合などは、優先してあっせんをしている農用地利用改善組合もあるようであります。

農業の担い手が不足していく中で、農地を拡張したいという意欲的な農家の方につきましては、大変貴重な労働力でありますので、農用地利用改善組合でも対応していかなければならないと考えております。

なお、先ほど申しあげました「農地利用集積円滑化事業」をうまく活用し、地域の合意形成を図りながら、農業形態に応じた農地の振り分けをしていく必要があると考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 第2問に入らせていただきます。

高校生の来春の就職状況が非常に悪化している状況の中を、先ほど第1問でも述べましたけれども、10月現在から見ると大分回復はしているんですけども、まだまだ昨年の水準には至っていない状況です。県の教育委員会などでも、いろいろ今年度は昨年と比較して大分悪化している状況を踏まえて、企業訪問を学校独自でやって、1.5倍、1,000社ぐらい訪問して活動を進めているというような状況もあります。

そうした中で、やっぱりこの西郡管内も、今雇用情勢見ると、非常に悪化しているんですね。そして、いろいろな情報を見ても、専門職みたいな看護師さんとか、介護士、薬剤師、そういう特定業種だけは多くて、一般の製造業がほとんどない状況なんです。ですから、今工業高校を卒業してもなかなか就職につけないで不安がる親たちが非常に多くなっている。

そのために、やっぱり県でも、いろいろ公立高校に対して進路指導の補助員を配置する計画を示していますけれども、この西郡の管内にどれだけの人を配置するのか、どういう学校にどれだけの人を配置するのか、その辺の具体的な取り組みを当局がわかっているとお聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、寒河江市でもいろいろな情報を交換して、いろいろ会議をしながら進めておりますけれども、これまで就職アドバイザー的なものを配置して、非常に効果を上げている県や市町村も出てきております。

ですから、こういう形をとる、雇用対策の一環として、アドバイザー的な人も雇用し、学校にある程度、学校と企業と連絡を調整する役目を果たすような人を配置してはどうかと思いますけれども、この辺の取り組みについて市長から見解を伺います。

また、今、寒河江市でも年末に向けて2日間、企業相談からいろいろな窓口設置を予定しておりますけれども、確かに昨年と同様、必要だと私は思っております。

ですから、これをするにもある程度いろいろな団体と協議をしながら、やっぱり商工会とか金融相談ばかりでなく、生活の不安もあるし、あと雇用の問題いろいろあるものですから、今、国でも進めておりますけれども、ワンストップサービス、ハローワークあたりとも共同してそういう事業を今進めようとしていますけれども、これらの取り組みなども一部市独自でできないものかなと私は思っているんです。

やっぱりせつかく年末に行っても、いろいろ問題生じて判断できない部分が多くなると思うんです、今複雑な絡みがあって。だから、その辺の取り組みにする段階で、もう少しいろいろな人を、相談者を置いて、何とか解決策を見出してもらいたいと思うんですけれども、この辺について見解を伺いたいと思います。

あと、企業誘致もなかなか思うように進んでいない状況ですけれども、1社が何とか今回、立地を検討するということがありますけれども、山形県の雇用創出事業で1万人を目標にしていますけれども、この中で雇用創出というか、企業立地に向けて、そして、雇用創出を目指すということで、300人ぐらい当初目標にしていたんですね。それが現実には3分の1、109人ぐらいでとどまっているんです。

だから、さっき市長もいろいろ全国、県内の状況も話ししておりますけれども、やっぱりこれが現実の数字かなと思っているんです。ですから、今後いろいろ企業立地に対して補助制度なども設けて、市として頑張っておりますので、この辺は継続して努力していただきたいと思います。

あと次に、最上川緑地なんですけれども、とうとうと流れる最上川を見て、市長が初めて就任したときに、あそこを見てどういう印象があったのかなと思っているんです。やっぱり川の中にまたプールみたいのをつくったということで、異様な雰囲気を感じたのではないかと思います。

そして、やっぱり市民からのいろいろな要望があって、発想転換ではないんですけれども、事業を一部前後させましたけれども、それが私たちも繰り返し、住民の要望というのは、こういうふうに整備してほしいということで、これまでも何回も言ってきたんですけれども、全然これまでは耳をかさなかった。

それに対して、今回、新市長は、きちんとその住民の声にこたえて公園整備を優先する形をとりましたけれども、しかし、今の現実として、財政困難な状況の中で、やっぱりもう少し1年ぐらい待っても、ある程度見直しをかけてもいいじゃないかなと私は思うんです。

市長は、合理的な判断でこの事業を推進していくということでありまして、確かにこの事業を見ていますと、これまでの議会の中でも答弁、いろいろな方がなさっていますけれども、この誘致の問題ですけれども、結果的にカヌー協会におんぶするような形で、それからみ出しているような事業を展開するという方針にはなっていないですね。

先ほども市長は、カヌー協会とかそういうので各種大会を実施すると言っておりますけれども、それも競合する部分が各全国に何カ所かあると思うんです。そうすると、やっぱり見込んだ数字よりまだまだ現実にはほど遠い数字になるのではないかと思います。ですから、こういう問題は、もう少し市民に問いかけて、その活用のあり方、もう一度再調査する必要があると思うんです。

ですから、当局もいろいろ費用対効果を見て、今回は合理的な判断だと示したと思うんですけれども、その前にもう少し市民にこのあり方、この整備のあり方が正しいのかどうか、1回原点に戻って、そして、それから発信しても問題はないのではないかと私は思いますけれども、この辺について、改めて市長の取り組み方についてどう考えているのか伺いたいと思います。

あと、この管内で西川町にも隣接するカヌー施設があるわけなんですけれども、それについても競合する部分があるんです。ですから、お互い西郡管内で取り合いするようなことではあってはまずいと思います。ですから、その振り分けもいろいろあるかもしれませんが、その判断が市長としてどう考えているのか、整備することについて、この辺についても見解をお願いしたいと思います。

あと、農業委員会会長に、農地集積については、各農用地利用改善組合そのものの温度差が非常に大きいように私は印象としてあります。確かに皆さんこれの取り組みというか、農業関係でいろいろな組織を立ち上げますけれども、まず立ち上げた当初、1年ぐらいは一生懸命会議をしたり何かしますけれども、あとはもう形式的な会議に終わっているんです。

ですから、もう少し制度の趣旨を理解して、そして組織をする、そのことが非常に私は大事だと思うんです。そして、それを推進して行政が進めた結果、住民がなじまなかったら、やっぱりそれなりに解散も必要だと思うんです。それを単なる継続、継続でやって、農業者の、今、認定農業者なんかはいろいろな役職を掛け持ちしてやっているんですね。

ですから、ぜひ寒河江市として農地集積についてはこういう基準を設けて頑張っていくという方向性を具体的に示して、やっぱりさっきの意気込みを農家自身にも植えつけて、この整備をしていただきたい。そして、利活用していただきたい、組織的に。

来年度に向けて、利用集積にかかわる農業経営基盤強化促進法の中でいろいろ取り組み進めていく決意ですけれども、それもしっかりと農家自身の動きを見ながら育ててもらいたいと思います。

以上で第2問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 最初に、雇用対策の関係でお答えを申し上げたいと思いますが、議員御指摘の来春高校卒業予定者も含めて大変厳しい状況になっているということは、私ども認識しているわけであります。

そういったことで、総本部会議も何度か開催をさせていただいているということでもあります。ただ、寒河江市だけということに限定して対策を講じるというよりも、高校の生徒も寒河江市だけではありませんので、もちろん少なくとも西郡、それから企業においても就労している方は寒河江市内の方は工業団地の4割程度、そういうこともありますので、もう少し広い範囲内でいろいろな対策を講じていくという意味で、ハローワークでありますとか、県の担当部局の方からも参加をさせていただいて、本部会議を開催して知恵を出しているところでもありますので、それぞれいろいろな議論の中で役割分担もしながら、もち屋はもち屋ということもありましょし、それぞれ効果的な役割を担いながら、この窮状に対応していくということが必要なだろうというふうに我々は思っているところでもあります。

そういった中で、寒河江市の役割というのはどういうものができるのかということも、これからいろいろ早急に検討していきながら、連携して対策を講じていくということが必要なだろうというふうに思います。

そういった意味で、県の方にもお願いしなければいけませんし、職業安定所の方にもいろいろお願いしなければならんということもあろうかと思っておりますので、そこら辺は連携して進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

また、水面広場の問題につきましても、きちっと利活用というものを検討していくというのは当然のことだろうというふうに思いますし、もちろん市民の方々の御意見もいろいろお聞きしながら、また、競技団体初めいろいろなスポーツ団体の意向、要望なども聞きながら、ぜひ有効に活用される広場であってほしい、あらなければならないというふうに考えておりますので、まだ供用開始までには若干の時間があるわけありますので、そこら辺はできる限りいろいろな場を設けて、有効活用について協議をしながら実行していくということが必要だろうというふうに思っているところでもありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 雇用対策については、これから具体的にいろいろな問題を解決していく方向性を探るようですけれども、先ほど提案したワンストップサービスの取り組みなんかも含めて検討していただきたいと思っております。

それと、最上川緑地に関して、これまで市民に問いかけるということはほとんどなかったわけです。第5次振興計画にはきちっと載っていますけれども、それをこうやってつくるんだということを示していないわけです。ですから、その辺のやり方も少し市民に納得してもらうためにも、理解してもらうためにも、そういうことも必要だと思います。

そして、ワークショップなんかもしておりますけれども、特に地元中心ですよね。これでは寒河江市の緑地公園としての意味合いが全く違うのではないかと思う。やっぱり全市町から集めて、地域から集めていろいろな議論をしながら、そして、市民の提案を受け入れる形、そうでなければだ

めだと思うんです。

今だどうしてもワークショップは公園そのもの、グラウンドとか、そういうのに話し合いをしているようだけれども、現実に大きな7億1,000万円もかけて整備するわけだけれども、その中身というのは、具体的にどうこのワークショップでは示しているのかわからないんです。我々もワークショップの中身でどういう話し合いで、どう進めていくのかという説明が全然議会としても、私もわかっておりません。

ですから、もう少し市民に広く、今の景気対策が進まない状況で、もう一度1年ぐらいは休んでいろいろな市民に問いかけながら、新たな活用も含めて、やっぱりワークショップみたいなのを拡大して検討すべきだと私は思うんです。

やっぱり国の補助金だからというんで、いつまでもそれに携わって、後で公共事業というか、そういう施設できたことによって、今チェリーランドもそうですけれども、当初の目標とははるかに違うわけです、計画とは。

先輩議員から聞いておりますけれども、各施設、チェリーランドにありますけれども、あれの活用なんかは非常にいい構想であったという話ですけれども、現実的に今見てみますと、もうシンボルトワーなんかは全然使われていない。壊すにも大変だ。使うにもいろいろ苦勞する。こんな状態がまたこの緑地でも起こることが予想されます。

ですから、もう少し真剣になって、議会の中だけの協議会でなくて、広く住民に当たって、その中で具体的に方向性を探る必要があると私は思いますので、その辺についての市長の考え方を伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 確かに松田議員御懸念の点はあろうかと思えます。やはり我々としてもこの水面広場、緑地公園だけではなくて、いろいろな事業、特に大規模な事業を進めていく過程の中で、その途中経過も含めて、やはり市民の皆さんにある程度わかりやすく、そして、事業の進捗状況などをお示しをして御理解をいただくということは、やはり必要なことだというふうに思っているところでもあります。

今後についても、そうした今回の緑地公園についてある程度時期を見て、地元の方以外にも、先ほどおっしゃるように、いろいろな市民の方の御意見などもちょうだいする機会も必要であろうというふうに思いますし、そうした際などにも、これまでの経過の状況、あるいは今後の展開の方向なども御説明をして、御理解をして、そして、さまざまな前向きなアイデアをいただきたい、御意見をいただきたいというふうに考えておりますので、そこら辺は多くの声を反映させる方向で検討していきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

川越孝男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号19番、20番について、16番川越議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 民主、社民、国民新党の鳩山連立政権は、無駄をなくし、国民の暮らし優先、国民主権の政治実現に向け事業仕分けが公開の中で実施されました。

寒河江市にとって、来年度以降の事業に対する影響の心配など、さまざまな課題もありますが、このことによって、国民の政治に対する関心はかつてなく高まっていると思います。

成熟した市民主権の真の民主市政というのは、市長を初め、行政委員会の長とその職員、市議会の議員、そして市民のこの4者が互いに成長し合う中でなし遂げられるものであり、一部の強力な指導性だけでできるものでも、また、どこか一つが弱くても達成は難しいというのが私の持論であります。

したがって、私は市政のあらゆる取り組みを通じてこの4者が互いに成長を目指すことが極めて重要だと考えています。そのような視点から、市長並びに教育委員長に質問いたしますので、率直な見解をいただきたいと思います。

通告番号19、市民に見える形での市政運営について伺います。

自治体経営について、よく民間企業の経営感覚でという話を耳にします。私はこのことには異論を持っています。確かに民間には責任の明確化や費用対効果など、学ぶべき点もありますが、民間企業の経営原則は利潤の追求であって、不採算部門は切り捨て、新たな採算性のある事業を起こすことが絶対的使命である。そうすることがよい企業、よい経営者となるわけであります。

しかし、自治体には、医療や福祉、教育など、不採算であっても切り捨てることが許されないものがあるわけであります。そういう意味では、自治体経営は、民間企業というよりは、むしろ家計のやりくりと同じだと思っています。

家族に病人が出れば、それを支え、家族全員で夢や目標を持ち続け努力しながら、身の丈に合った生活をするわけであります。

本市の財政状況は、私が議会に参加した平成3年度から平成20年度までの決算で見ると、歳出総額では、平成3年度が142億1,800万円でした。平成8年度の158億6,300万円がピークで、その後、130億円台まで落ち込み、平成20年度では149億2,400万円と4.7%、3億円の増加で、ほとんど変わっていません。

しかし、内容を見ると、消費的経費は、平成3年度では支出総額に占める割合が42%、59億9,200万円だったのが、平成20年度には57.3%の85億4,700万円と1.43倍にふえています。

また、公債費を含むその他の経費が18.4%の26億1,300万円から33.8%の50億4,400万円に193%、約2倍になっています。

その結果、投資的経費は39%の56億1,200万円から8.9%の13億3,100万円となり、4分の1以下に大幅に落ち込んでいるのであります。

さらに、消費的経費の中身を見ると、人件費は26億2,700万円から、17年過ぎた平成20年度では27億1,400万円と、1億円弱の増加で、ほとんど変わりありません。

物件費は1.33倍の12億5,500万円、維持補修費は2.26倍の増加で、2億1,100万円となっています。扶助費は1.72倍の13億1,100万円、補助費等は1.94倍の30億5,500万円となっています。その他の経費では、公債費が2.27倍の28億3,900万円、繰出金が2倍強の14億3,600万円となっています。

そのような財政状況の中で、適正な事業選択をするために、3カ年ローリングの実施計画を策定しているわけであります。そして、平成22年度から24年度までの実施計画が今議会に行政報告されたわけであります。

そこで、の適正な事業選択をする上での実施計画の改善点について伺います。

前に述べたような市の財政事情からして、次のようなことが心配されるわけであります。

一つは、市民要求に対してこれまでのようにこたえ切れなくなるのではないかということであります。したがって、国同様に、現事業の見直しも必要になるということであります。

二つには、市民要求の解決に時間がかかることから、市民の不満の増大が危惧されるわけであります。したがって、それに対応するためには、最も必要なことは、透明性であり、実態の公表であります。客観的かつ科学的に分析、検討できる実情報の積極的公開であります。

三つには、3カ年分に限らず、将来想定される財政支出見通しを示すようにすべきであります。具体的には、公共施設の建物や橋の耐震補強工事はやらなければならない課題であります。そしてまた、耐用年数からして避けて通れない市庁舎建設に向けた基金の積み立て、また、各地区から出されている要望に対する事業費などの概算額を把握をし、明らかにすることであります。

四つには、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、新事業に限らず、現事業や現施設なども含め検討すべきだと思います。

そして、五つには、健全財政に向けた方針を行政だけでなく市民が参加する中で検討できるワーキング方式の導入をすべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、市議会のインターネット配信の導入について伺います。

市政の主権者である市民の信託を受けた市長と、同じく市民の信託を受けた市議会議員が、言論の府である議場で、市民福祉の向上に向けた議論の状況を中継するということは、お互いの説明責任を果たす上からも、また、主権者である市民の理解を得る上からも、最善の策として今全国的に広まっており、西村山地区内においても、既に朝日町では実施されています。この導入について市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号20、教育政策について伺います。

文部科学省の反対を押し切り、全国で初めて市内の小学校1・2年生クラスに少人数の25人程度学級を実施した埼玉県志木市の元市長、穂坂邦夫氏が出版した「教育委員会廃止論」が話題になりました。

その中で、穂坂氏は、教育委員会制度ができた目的の一つに、教育に対する政治介入の排除があったが、とくに有名無実になっていると指摘。任期4年の教育委員長は、首長が選任し、議会の承認を得て就任する。しかし、首長が意見の合わない委員を再任せず、自分の言いなりになる人を委員に据えることで、「教育委員会を意のままに働かせる」と述べ、予算も首長が握っているので、お金の面からも首長と教育委員会の力関係は明白であるとしています。

さらに、現行の義務教育制度の最大の欠陥は、だれも責任をとらないことだと指摘し、市町村長は教育行政の総括責任者、教育長は直接的な責任者と条例に明記し、それを監視する仕組みとして

教育委員会にかわる地域教育審議会の設置を提案しているのです。

私は、現行制度の中で教育委員会や教育委員が、市民の立場で独自性と主体性を持って本来の活動をしてほしいと期待をするものであります。

9月に建設文教常任委員会で、千葉県船橋市の中学校給食について視察研修を行ってまいりました。市教委も視察されていますので、船橋方式と言われる中学校給食の特徴や、実施に至る経緯については、十分承知されていると思います。

私は、議長に提出した報告書でも述べておきましたが、市教育委員会や議会として学ぶべき点や反省すべき課題が明らかになった思いがいたしております。

その一つは、教育委員会のあり方であります。

市教育委員会は、他から支配を受けない主体性を持つこと、市民の意向を的確に把握をすること、それを尊重することの重要性であります。

二つには、市長の意向を踏まえ、中学校給食について、教育的観点から基本方針を確定したこと。それに基づいて具体的実施計画を策定し、取り組まれていたことであります。

本市では、中学校完全給食実施を求める請願が平成3年12月議会で全会一致で採択となりましたが、教育委員会は、結論として中学校完全給食は必要なしとし、その後、策定された寒河江市教育振興計画の中でも同様になっています。

中学校給食について、市教育委員会の所掌事務とされながらも、市民の的確なニーズがつかめず、主体性に欠け、首長の姿勢でゆがめられていたのではないかとということが、現在進められている見直しの状況からも、結果判断として明らかではないでしょうか。

二つには、その後も中学校完全給食を求める請願が市議会の多数で不採択になってきたことを見ると、市民の根強い要望をくみ上げることができなかったという点では、市教育委員会だけでなく、議会の課題でもあったと思います。

市教育委員会も議会議員も、首長の意向を気にして行動していると思われるようなことがないように、市民の声を受けとめ、時代を読む感覚を研ぎ澄ますことが今求められており、その重要性を再認識すべきだと思います。

また、違った考えや少数意見に耳を傾けておれば、15年間の無駄は避けられ、まさに失われた15年間の思いがしてなりません。

そこで基本的なことについて伺います。

前にも質問していますが、改めて現市教育委員会の見解を伺いたいと思います。

憲法第92条、地方自治の基本原則である地方自治の本旨について伺います。

憲法第92条、地方自治の基本原則では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとなっています。

そこで、この地方自治の本旨について、市教育委員会の見解を伺います。

次に、義務教育や生涯教育の中で、市議会の役割についてどう教えているかについて伺います。

今、全国の地方議会で議会基本条例の制定が進んでいます。寒河江市議会運営委員会でも、来年1月に市議会基本条例を制定している先進的議会の視察研修を予定をしています。一昨年、地方議会では、全国に先駆け条例を制定した北海道栗山町を石山議員とともに視察をまいりました。

その中で学んだことは、条例をつくるのが目的ではなく、議員一人ひとりの意識改革と自己研

さんが大切であること、市民の理解が絶対的必要であるということでありました。

市の政治形態は、市民から直接選ばれる市長と、同じく市民から直接選ばれる市議会議員による、二元代表民主制であります。したがって、首長制民主主義と議会制民主主義から成り立っており、その基本的原則は政治的対等性と機関対立主義が原則であります。そのことからすれば、市議会というのは、議案に対して是々非々の立場で臨むのが基本であるわけであります。

当局の執行機関に対し、議会を議決機関という言い方をしますが、市議会の法的位置づけは、議決機関というものではありません。憲法第93条で、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると明記されています。地方自治法上も、議会の権限として、第96条では、議決事件として定められてはいますが、議決機関とはなっていないのであります。

それでは、その議事機関の役割とは、自由闊達な討論を通して、これらの論点、争点を発見し、明らかにし、公開することが議事機関である議会の第1の使命とされているのであります。

そこで、伺いますが、冒頭申しあげましたように、民主的で成熟した地域社会をつくるためには、市民を含めたそれぞれの成長が必要であります。そのような観点から、義務教育や社会教育の中で市議会の役割について、特に議事機関ということも含め、どのようにお教えされているのか伺います。

また、多数決が民主主義だという声を時々耳にすることがあります。民主主義は市民生活を送る上で大変重要なことではありますが、教育委員会として、民主主義について、どういう見解を持ち、どのように教育されているのかをあわせてお伺いをいたしまして、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 川越議員からは、市民に見える形での市政運営ということで何点かお尋ねありましたので、順次お答えをしたいと思います。

最初に、実施計画のお話がありましたので、若干申し上げますと、御案内のとおり、実施計画は、振興計画に示された施策の具現化を図るというわけであります。

具体的な事業の内容、それから、実施年度を示しているわけでありますけれども、社会経済情勢の変化に伴って、税収や交付税もそうですけれども、国、あるいは県の補助の内容、制度なども変化をしていくわけでありますので、その動向を踏まえてその時々々の財政状況を見ながら計画をつくっているというわけであります。そういった点で、毎年3カ年のローリング方式というもので策定をしているというわけであります。

その実施計画について、実施計画策定の過程について、あるいは背景について、できるだけ市民の皆さんにわかりやすく、その情報なりを提供すべきではないのかというような御質問かというふうに思いますが、まず透明性、財政状況などの実態公開ということでありますけれども、御案内のとおり、市政の状況、市のさまざまな取り組みの状況については、年度初めの施政方針、あるいは予算や決算というものを市報などに掲載をして、また、財政状況なども掲載をしながらお知らせしているわけでありますけれども、なかなか実態としてごらんになっている方も限られているというところがあるし、また、紙面にも限界があるということであります。

そういったことから、私、地域座談会などのときにも、市の財政状況内容、予算の状況というものを、若干の時間をおかりをして説明をしているところでありますが、あれでも十分だとは私は思っておりません。

そういったところで、できるだけ、あのときは、あの地域座談会では、1枚の資料を使ってということでありますけれども、これから進めていく上で、もう少し内容のある資料なども準備をさせていただきながら、いろいろ工夫をしてわかりやすく市民の皆さんに市政の状況について提供して、説明をしていくということがやっぱり基本だろうというふうに思いますから、そこら辺についても充実をしていきたいというふうに思います。

それから、財政支出の長期的な見通しを示すべきではないかというようなお尋ねでありますけれども、これはなかなか難しいところがあるんですね。御案内のとおりであります。

現在の実施計画の中でもある程度目算をして、総事業費なども掲載するように努めているわけでありますけれども、やはり交付税、それから国の補助制度、県の補助制度をとってみても、御案内のとおり、ことしと去年とでは雲泥の差があるということも当然であります。それが、毎年毎年大小はありましようけれども、そういう制度の違い、国の方針の違いということがあるわけであります。

支出の面では、ある程度市の方針に沿って、支出の事業化というものは計画的にはできるというふうにはなりましようが、それに伴う歳入の面というのは、なかなか見通しが立たない。

税収についてもわかりでありますけれども、国からのいろいろな交付税を含めた補助制度というのは、なかなか見通せないというところがありまして、それが計画ということで長期的に立てるといことになりますと、それははっきり言って絵にかいたもちになりかねないということだと思います。

そういった意味で、現在、実施計画の中で3カ年の財政の見通しというものを立てさせていただいておりますけれども、あれも相当苦労してつくっているところでもありますので、長期的な計画、財政計画というまでにはなかなか難しいのではないかとこのように思っているところでもありますので、そこら辺は御理解を賜りたいというふうに思っているところでもあります。

それから、地域座談会、先ほどのお話もありましたけれども、地域座談会でもお話が出ておりますけれども、国の事業仕分け的なものを寒河江市の予算、事業の中でもそういうのを展開をできないのか。要するに意思形成過程をわかりやすく市民の皆さんに公開してほしいというような要望もあるわけがあります。

実施計画策定の前に前年度に実施をした事業の効果、さらには、結果というものを評価する、さらには、新規事業についても検討する仕組みというものは、やはり必要であろうというふうに思っているところでもあります。そういったところから、まずは、事業評価についての機能強化をして、市民の皆さんの参加のもとにそれを評価し、公表していくという仕組みを検討していきたいというふうに考えているところでもあります。

私は、市民主体のまちづくりを進めていく上で、行政と市民の情報の共有というものは大変重要なことであろうというふうに思います。これから行財政改革大綱の見直し、さらには来年度振興計画の見直しというものも控えているわけでもありますので、そういった中でも市民の皆さんの御意見をちょうだいし、市民参加のもとで進めていくということで考えているところでもありますので、今後とも市政の情報を市民の皆さんによりわかりやすくお伝えでき、一緒に考えていただくということにできる限り努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

次に、市議会のインターネット配信の導入についてはどうかということでもありますけれども、議員御指摘のとおり、県内におきましては、山形県、それから、鶴岡市、朝日町等4市4町で実施をしているところでもありますし、新聞情報によりますと、天童市においても、来年3月定例会から中継を予定しているようでございます。

議会の審議及び活動状況等については、現在、「議会だより」を発行して情報発信をされているというところでもありますけれども、紙面での情報提供については、制限がある、限界があるなどがあります。

リアルタイムに流れる生の中継というものは、情報提供として大変有効な手段であろうかというふうに思いますし、また、生中継ということであれば、市民にお伝えすることが、そういう意識でよりわかりやすい言葉遣い、それから表現というものが用いられるというふうに言われております。市民にとっても議会がより身近なものになってくるというふうになるかと思えます。

私にお尋ねではあるわけでもありますけれども、議会の活動情報の提供ということに、インターネット配信ということについては、まずは議会の中で十分御議論、御協議をいただくべき事項というふうに考えているところでもあります。その協議結果を踏まえて、私どもは適切に対応させていただくということになるかというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 川越議員からは、大変に重い質問をちょうだいしたというふうに思っておりますけれども、最初の憲法第92条の地方自治の本旨についてお答えをいたします。

憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」と規定しております。

私どもの地方の教育行政につきましては、この憲法の地方自治の趣旨に沿って、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などによってその制度が定められておまして、その限りにおいては、自主独立、中立な機関というふうな位置づけがなされていると思います。

お尋ねの地方自治の本旨そのものについてでございますけれども、これは地方自治の根本精神とも言うべきものでありまして、一般には地方自治の本来のあり方、地方における行政について、一つは国から独立した人格を有する地方公共団体の存立を認め、その団体みずからの手により自主、自立的にその事務を処理するための団体の自治と、もう一つ、その団体の住民の意思に基づいて事務を処理する住民自治の二つの要素から成るものとされております。私どもも、まさしくそのようなものとして認識いたしております。

地方の教育行政につきましても、地方公共団体が国との適切な役割分担と相互協力のもと、主体的に事務処理の責任と権限を持つものとともに、地域住民の意思が教育行政に反映されるような配慮がなされているものと理解しております。

教育委員会では、寒河江市の教育に関する基本的な考えと施策を明らかにした寒河江市教育振興計画を、平成18年度、国に先んじて策定いたしまして、この計画に基づいて事務事業を推進しているところであります。そして、現在、質問にありましたように、多くの方々の意見をもとにこの見直しを行っているところであります。

また、教育振興計画に基づいて教育行政をより効果的に推進し、あわせて市民に対して説明責任を果たすため、今年度から教育委員会が所管する事務・事業について、3名の外部評価委員の意見をお聞きしながら、点検・評価を行い、報告書を市議会に提出するとともに、ホームページに掲載し、広く市民に公表いたしたところであります。

今後とも、教育委員会の活動や事務事業の推進事業などにつきましては、冒頭の地方自治の本旨を踏まえ、市民に広く的確に伝えることにより、教育行政に対する関心を高め、市民の意向を施策に反映させていくことが必要であるというふうに考えております。

次に、市議会の役割及び民主主義について、どのように学校教育に反映させているか、行っているかという御質問であります。初めに、市議会の役割についてお答えいたします。

事業に当たっては、教科書に沿ってやっておりますので、中学校の社会科公民、これが一番市議会について詳しく述べておりますので、そこではどのようになっているかということをお話させていただきます。

この教科書では、地方自治について1章を設けまして、その中で、「地方公共団体には、住民の選挙で選ばれた議員から構成される地方議会と、議会の方針に従って職務を行う町村役場、市役所、都道府県庁などの執行機関があります。

この執行機関の長も住民の選挙で選ばれます。議会と執行機関の両者が住民の意思を代表するように工夫されております。地方公共団体の議会では、予算の議決、決算の承認、条例の制定・改

正・廃止などを行います。

地方公共団体によってつくられた条例は、地域の特性を生かし、住民の福祉に直接かかわる決まりであるため、その意義が改めて評価されております。」というふうになっています。

このような内容で市議会について説明がなされておりますが、議員お尋ねのような、議事機関というような特別な説明はなされておきませんが、以下のような説明で補足されているのではないかとこのように考えます。

地方公共団体は、自分たちの責任で地方の政治を進めます。政策を決めるに当たっては、住民の意見を反映することが大切です。住民の生活に直接かかわる問題では、住民のいろいろな意見や住民同士で話し合われた解決のための提案を生かす必要があります。この場合は、住民の代表者、市長と市議会というふうに明示してございますが、解決策を提案したり、審議したり、実行したりすることになります。また、市議会においては、その審議に際し、住民の意見を反映し、よく話し合うことの重要性和意思決定に際しては、多数決の原理を用いたりしますけれども、少数意見をも十分尊重することの重要性が説かれているところであります。

一方、生涯学習におきましては、成人を対象とした地方自治や市議会に対する理解を深める努力を続けているところであります。

次に、それと関連しまして、民主主義についてのお尋ねがございました。

まず、私どもがどういうふうに考えているのかという御質問でありましたけれども、一般的によく言われているところでございますけれども、民主主義とは、個人の尊厳と人権の尊重を基本とし、個人の基本的な人権である自由・平等・参政権などを重視し、国民が主権を持ち国民の意思をもとに政治を行う考え方とされております。

これを地方自治体たる我が寒河江市に置きかえますれば、まさしく市民の市民による市民のための政治ということになるかと思えます。まさしく冒頭お答えしました団体自治であり、住民自治の根底にあるものというふうに理解しております。

こうした民主主義の考え方は、小学校では6年生に、中学校では、先ほど申しあげました3年生の社会科の公民の中で身近な生活の問題や地域に住む人々の願いの実現のためにどのようにしているかといった身の回りの学習から発展し、地方自治や国の政治のことを通し、民主主義の概念を学習しております。よく言われるところとは若干ニュアンス違いますが、まさしく民主主義の学校というところではないかというふうに思います。

また、社会科のほかにも、さまざまな学習生活の中で民主主義への学びが成立しております。総合的な学習の時間を利用しては市議会の傍聴を行った学校もございます。

また、すべての学校において、小学校段階での学級会活動、児童会の活動の中で、中学校段階でのホームルームや生徒会活動の中において、話し合い活動の学習を経験しております。その過程で、みんなで話し合うことの大切さや少数意見の尊重、意思決定の際の多数決の原理と、決定されれば、全体の意思として尊重し協力し合うことの重要さを、段階的に学べるように配慮をいたしているところであります。

こうした学習を積み重ねながら、正しい民主主義を理解し、実践することにより、将来社会の一員として活躍できる子どもたちの育成にこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目の質問にそれぞれ丁寧な答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

それで、今回、私一般質問の組み立ては、日本の近代史の中で三つの改革がなされました。明治、そして戦後、この間の平成改革ということで、全く憲法で言う国民主権の政治をつくっていかうというふうな中で、地方分権というのは、制度上まさしくそういうふうな形になったわけでありますけれども、本当に10年たって今どうなんだと見てみますと、自治体の状況というのは限りある財政の中でやらなければならない。1問で数字を申しあげましたけれども、そして、平成22年、23年、24年の実施計画を見ても、いやいや、住民の要望にこたえられる状況ではないというふうに私思っているんです。

そうしたときに、市民みんなが理解をし合いながら、どうかじ取りを佐藤市長は行政の長としてやりながら、そして、住民から選ばれた、信託を受けた議会の議員が、どういうそこの選び方を議場で明らかにしながら選択をしていく、そして、市民に返していく。

市民も、わかった、ああそれだったらやむを得ないというような、これはまさしく最大公約数的にならざるを得ないと思いますけれども、そういうものを今私どもが求められているという認識なんです。

そうしたときに、議会の役割や、あるいは地方自治という基本的な部分について、教育委員会の見解をお尋ねをしました。

それは学校教育もそうでありますけれども、もう世の中に出ている、社会を構成している市民みんながそういう認識を持たないということ、それぞれがわがままな主張になったりなんかする、こういうふうなことがあるものですから、みんな一緒になってそういう人づくりをやるんじゃないか、私はこういうことが教育振興計画の中にも貫かれているんであろうなという認識を持ちながら、今回の一般質問の組み立てをさせていただきました。

そういう中で、教育委員長の答弁、全く私とかみ合うというか、一致であります。したがって、これをぜひ具現化をしていただきたい。そして、私は、市民みんながそういうふうな成長しない限り、いい市政というのはつukれないという持論だということを1問目でも申しあげましたけれども、みんなですべて力を合わせてやっていく必要があるなというふうな思いをしたところであります。

世界から日本は、経済は一流だけれども、政治は二流、三流などという批判をやっぱり受けられないように、それはだれかがするんでなくて、国民みんな、市であれば市民みんな、市民が主権者でありますから、みんなでやっていくと、こういうことが必要なのであろうという思いであります。

それで、市長の方にお尋ねした、市民に見える形での市政運営について、この関係について、概括的に市長の答弁ありましたので、それでいいんですけれども、通告の中で少し中身もこういうふうな課題があるのでないかと、こういう課題について市長の見解を伺いたいというふうなことも申しあげました。

それで、やっぱりこういう状況の中で、前段、松田 孝議員からも最上川緑地の質問もありました。あのことについても、私はこれまでも全協でも、あるいは前の議会でも申しあげてきたんですが、多面的水面広場、進むにもさまざまな課題が、やめるにもさまざまな課題、変更するにもさま

ざまな課題ある。

しかし、それぞれ今言った三つなら三つを想定した場合に、今後、附帯工事としてこういうものが出てくるとか、そのためには金がどうかかるとか、できたときの維持管理がどうなんだというものを示して、それを市民の前に明らかにして、そして、市民と一緒に、ならばこの道を歩むべというふうに決めていただきたい。

見切り発車的に進めるのはちょっとやめてほしいというふうにお願いもしておったんです。したがって、そういうふうな部分、さっきの答弁聞いていますと、もう平成24年度に向けて進んでいくんだというふうになったのかなというふうな心配も実は持ったんです。

いや、進むんだとすれば、これぐらいの金かかってこうだよと。やめた場合にはこうだけれどもとか、別な方向にした場合には、何になるかわからないけれども、まだ不確定な部分あるけれどもというように、中身を示してみんなで意思決定をしようじゃないかという趣旨で私は申しあげているんです。

したがって、その辺について、佐藤市長は、もう運動広場と芝生広場の方を先行して、多目的水面広場については、もう少し時間かけて検討しようというふうになっていたんだなど。そして、それがあ程度いろいろな方法が出たときには、議会にも、あるいは市民にも示して、どれがいいべというふうな形になるんだらうと実は思っていたんです。

したがって、その辺についてもう一度お願いをしたいというふうに思いますし、あとやっぱり、私、中長期の財政計画立ててくれというのではないというようなこと、打ち合わせでも言ったし、実施計画の説明会の全協の際なども申しあげているんですが、それはできないというのは、歳入の部分でどういうふうになるかわからないので、わかります。

ただ、これから予想される歳出の部分、さっきちょっと項目言いましたけれども、そういうものを何ぼぐらいかかるんだか概算を持っておく必要あるのではないかと。そういうことをわかっていて、そういう中で全体的な寒河江市の仕事を何々やっていくんだかというふうに、そういう意味では、私は家計のやりくりと同じだということを申しあげました。

子どもが成長すれば結婚します。結婚すれば出産、子どもが生まれる。育児かかります。学校にも入る。教育費かかりますというように、先々、みんな我々の家計というのは、そういうことを組み立てるわけね。そして、ライフ設計を立てて、それぞれの家庭を維持するわけです。

それと同じように、だから、お父さんはもっと月給余計になるといいとか、農業でもっと頑張っって銭入るといいなといったって、それだってその年、その年どうなるかわからない。農業の場合にはありますけれども、かかるのはどれぐらいかかっていくというのは、予測立てるわけです。

それと同じように、自治体経営も避けて通れない部分のものはどれぐらいあるのだから、あるいは住民から出てきている例えば市道の舗装、市道の整備だって、総延長で何ぼ、概算メーター何ぼにするとどれぐらい、将来的にかかるんだというようなことを、常につかみながらやっていく必要があるのではないかという趣旨でしたので。

それからもう一つは、ワーキング方式。これも往々にしてワーキング方式を提起するというと、なかなかなくて、皆話がまとまらないと。みんな勝手なことを言うということがよその自治体であります。ワーキング方式を導入する際、そこが一番根本的な自治の問題なんです。

そういう教育がなって、そういうことをやってみて、そこまで不十分だったら寒河江市の現状が

そうなんだと。市民がまだその部分が不足しているんだというふうにとらえて、そして、生涯学習やなんか、社会教育の中で、そういう我勝手なことを言う人でない市民をつくり上げていくということが重要だというふうな思いがありますので、ぜひこのことについて、時間少なくなりましたのでここでやめますけれども、受けとめていただいて、市長、見解ありましたらお聞かせをいただきたい。ぜひ今のことを受けとめていただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 最初に、実施計画というんですか、そういう計画についての考え方をもう少し全体的な背景なども提示をしながら、そして、その判断をする際は市民の皆さんと一緒にあってよりよい方向を見つけていくべきではないのか。市の方で独断専行的に決めてしまうのはよくないのではないかというような御指摘だと思います。

確かに新たな施策展開を進める際には、もちろんそういうことは必要でありましょうし、これからいろいろな計画をつくる際にも、さらに、市民の皆さんの貴重な御意見をいただきながら、市民の皆さんと一緒に進めていくということは大事だろうというふうに思います。

特に、寒河江緑地のお話もありましたけれども、これまでの経過、そして、今後の展開、それから、いろいろなケースを想定して、どういう状況が想定されるかということについては、ぜひ、地域の方だけではなくて、多くの市民の皆さんに御理解をいただくような資料なども整備をして、御説明なり情報提供をさせていただいて、今後、展開を進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、財政の見通しなどについても、さまざまな庁舎の問題も御指摘ありましたから、そういう点も含めて、いろいろな財政需要というものを全体的に、今後5年か10年かという大くくりの中で、大規模な財政需要がどういうふうに出てくるのかということ、頭の中では想定していながら、財政見通しを立てているわけでありましてけれども、そこら辺についても、ぜひ市民の皆さんの方に示していただいて、情報を共有してほしいということでありましょうから、そこら辺についても、やはり今後、いろいろな資料を作成する際に、検討をしながら、情報を織り込んで、できるだけわかりやすくしていく必要があるというふうに思っておりますし、ワーキンググループ、ワークショップ的なものについても、徐々にいろいろな事業の中で展開されてきて、なじみが出てきているわけでありまして、そうした手法をできるだけ活用しながら、多くの市民の皆さんの声を反映して一体となって事業を進めていくということが、市民主体の、市民参加のということになるかと思いますので、そこら辺は工夫してまいりたいというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時45分といたします。

休 憩 午後2時36分

再 開 午後2時45分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山 忠議員の質問

高橋勝文議長 通告番号21番、22番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 12月定例会最後の一般質問となりました。

私は、市政に望む市民の声と市が取り組んでいる事業の進展状況を知りたいという市民の求めを受けて、新政クラブの一員として市長並びに教育委員長にお伺いいたします。

通告番号21番、協働のまちづくりについてお伺いいたします。

アラブ首長国連邦ドバイで、政府系企業の資金難が表面化した「ドバイ・ショック」により、日米欧やアジアの主要株式市場は軒並み急落し、世界的な金融不安が再燃しています。

世界的な不況の影響で主要国は、自国の経済立て直しが優先課題となっており、特に、深刻なデフレに見舞われている我が国は、景気に冷や水を浴びせないように、経済運営を求められている状況にあり、景気の先行きは不透明で、雇用関係が最悪となるなど、不安定な社会経済情勢にあります。

平成21年度の国の税収見通しも、当初予算段階の見積もり46.1兆円を大幅に下回る37兆円程度に落ち込むことがほぼ確実となりました。

このような情勢の中で、官僚主義から政治主導への転換を掲げた新政権による行政刷新会議のワーキンググループによる公開制とゼロベースでの見直しをポイントとした事業仕分けという予算査定が終わり、各方面からさまざまな評価や意見、要望などが提起される中で、昨日15日、平成22年度予算編成の基本方針を閣議決定し、平成22年度予算の今年末確定を目指して最終段階に入っていますが、地方が期待を寄せていた地域主権についても、財政問題を含め、進め方が明らかでなく、地方における平成22年度以降の施策の展開にも大きな影響が予想されます。

この時期において、政府の動きは注視しつつも、地域主権を担うのは地方そのものであることは紛れもない事実であり、地方分権、地域主権の取り組みは進めていかなければなりません。

そこで、地方分権、地方主権のキーワードは協働とし、協働のまちづくり、中でも自治の担い手の育成についてお伺いいたします。

国の地方財政対策の内容によっては、厳しい財政状況がさらに厳しさを増すことも想定し、効率的な行政運営と将来を見越した財政基盤の確立を目指していかなければならないと思います。

自治体としては、国を当てにすることができず、財政規模の縮小を余儀なくされ、これまで実施してきた事業を廃止、縮小が検討されるケースも多くなることを予想し、その事業の存続が必要な場合には、行政と住民との役割分担を明確にし、共同で事業を実施する、協働することが時勢的な選択肢の一つになっています。

行政と市民が協働するということは、お互いの独立性・対等性が保障されることが前提であり、行政の下請として市民が働くことは協働ではないということも言うまでもありません。

協働の対象は、事業実施面における行政とNPOとの協働から市民個人や企業・事業者との協働に範囲を広げ、また、政策企画面における自治体、行政プラス議会と市民との協働に進展すべきと考えますことから、行政ないしは施策決定の過程も変化してくることになり、業務に携わる者の性

格にも変化が必要になってきます。

自治を担う人材は、生活をしている人、働いている人、学んでいる人など、その地域にかかわりを持っているすべての人々であります。特に、行政のプロである行政職員の自治の担い手としての意識改革が肝要と思います。

住民と行政のパートナーシップのもとに、まちづくり活動などに市民団体やボランティア団体、NPOと行政が一緒になって活動していますが、これからはますますこのような形、活動が多くなると予想しています。

そこで、行政が何をどこまですべきか、どのような専門性を持つべきかを的確に判断すること自体が、最初に必要な能力となり、地域の問題を発見し、そこから課題を設定していくことにつながるものが政策形成の重要な要素となります。

プロの行政職員としての専門性を身につけ、市民と行政が対等なパートナーシップを携え、協働のまちづくりに取り組むべきと存じます。

以上のことから、協働のまちづくりについて、市長の基本的な考え方をお伺いいたします。

さらに、自治の担い手、特に、主要な自治の担い手である行政職員の変革の時代における意識改革についてお伺いし、市長にお伺いする第1問といたします。

通告番号22番、過小規模校の適正規模化について、教育委員長にお伺いいたします。

「全国の公立小・中学校が、おおむね3ないし5年後に少なくとも1,117校、30校に1校が減る見通しであることがわかった」との記事がありました。

これは、平成19年11月から12月にかけて実施した読売新聞社の全国調査によるもので、少子化の影響で複式学級を抱える学校がふえたほか、耐震基準に満たない校舎の建てかえや自治体の大合併による財政効率化で、統廃合を迫られていることが背景にある。

全国の市区町村の4分の1が学校の再編を検討していることも判明。今後、統廃合に拍車がかかることは必至で、校舎の建てかえ費用など、政府も新たな財政負担を求められると見られていと報道しています。

調査の内容については、47都道府県と全市区町村の教育委員会に小・中・高校などの統廃合や新設を伴う再編計画、学校数の増減を尋ねたその結果、2万2,420校ある小学校は、平成20年度には211校減少し、中学校も1万1,150校から50校減ることがわかった。

今後の小・中学校の再編については、全市区町村1,820の中で、436自治体、23.9%が再編を検討中と回答。このうち239自治体が計画や構想に基づく将来の学校数を挙げ、平成19年度と比べおおむね3ないし5年後に小学校が848校、中学校が269校、それぞれ減ることが判明した。30校に1校が姿を消すことになる。

減少数を都道府県別で見ると、北海道が最も多い1109校で、広島県が90校、山形県が71校と続いた。通学距離の問題や過疎化が進むとの懸念から反発は強く、22自治体が計画の凍結や見直しを迫られていると答えた。

少子化の影響で、平成15年度以降、公立小・中学校は、年200校以上のペースで減っているが、校舎や体育館が耐震基準を満たしていない学校が3分の1に上り、複式学級を抱える学校も3,000校を超えていることから、統廃合が加速すると見られると結んでいます。

寒河江市においても、平成18年11月の寒河江市教育振興計画策定に先立ち、教育振興計画を作成

するために、教育のあり方、その方向性を、時代を担う子どもたちの適切な教育環境のあり方などについて論議し、少子化に伴う教育環境の変化など、大きな社会変化、教育課題の検討を重ね、その中で地域の実情等に応じた学校のあり方を課題の一つに上げ、特に、過小規模校の子どもたちの学習や体験の場のあり方を研究し、教育のねらいをより効率的に達成するために、学ぶ集団の適正規模化を推進する方針を決定しました。

その後、平成19年11月21日に建設文教常任委員会の協議会において、田代小学校を過小規模校として、平成20年4月1日を目途に白岩小学校に統廃合の方針が示され、11月30日に田代地区住民との懇談会を持ち、その中で、「急な話だ」「130年の歴史を大切に」などの意見が出され、子どもたちや地域の人たちの納得を得る時間が必要などから、平成20年1月、田代小学校と白岩小学校の平成20年4月1日統合開始を取りやめるとの決定をされ、地域の人たちの理解を得るため、数多くの話し合いの場を設けていくとしています。

そこでお伺いいたします。

冒頭述べました読売新聞社の全国調査において、寒河江市の回答内容はどのような内容であったのかお知らせください。

次に、田代小学校におけるこれまでの地域住民との話し合いの経過と内容について、さらに、今後の進め方について伺います。

さらに、田代小学校と同様の条件にある幸生小学校についてどのようなお考えをお持ちなのかをお伺いをし、教育委員長に対する第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 石山議員からは協働のまちづくりについての御質問でありますので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

私、まちづくりの基本というのは、やはり市民の皆さんの市政への積極的な参加というのが大前提だろうというふうに思っています。

現在、社会・経済情勢、政治情勢も含めて大変大きく変わってきているわけでありまして。この変革の時代を乗り切り、そして、まちづくりをどういうふうに進めていくかということを考えますときに、市民の皆さんと行政が対等な立場で、お互いを尊重しながら、そして、役割を分担し、場合によっては補完し合い、タッグを組みながら取り組んでいくということが、やはり重要なんだろうというふうに思っているところであります。

寒河江市におきましては、これまでグラウンドワークなどさまざまな形で市民参加のまちづくりというのが実践されてきた歴史があるわけでありまして、これからの取り組みということになりますと、そうした関係をさらに進めていくこと、市民主体のまちづくりへと進化を遂げていかなければならないのではないかとこのように私は思っております。

市民主体のまちづくり、特に、地域づくりにおいては、市民の皆さんが自分たちの地域の課題解決に向かって意見を出し合いながら、そして、お互いに行動に移すことというのが大事だろうというふうに思います。

その中で、行政の役割というのは、専門的な知識でありますとか、石山議員御指摘のとおり、情報の提供、収集、あるいは他のいろいろな機関との調整、さらには、財政的な支援という部分を担当しながら、課題解決に向かって地域を支援して一体的に取り組んでいくことだろうというふうに考えているわけでありまして。

そのためには、当然行政と地域住民の方々の信頼関係というものがないわけでありまして。お互いの情報を共有し合うということが重要であろうというふうに思っているところであります。

こうした市民主体のまちづくり、あるいは地域活動を進めていく、支援していくという方法、方策といたしまして、今年度からモデルケースということで、地域の職員の地域担当制などというものも導入させて試行しているところでございます。

また、地域座談会なども私催させていただいているわけでありましてけれども、この地域座談会というのは、地域の皆さんの声を市政に反映させるという目的は当然あるわけでありましてけれども、また、地域の住民の皆さんがみずからの地域を見詰めて、みずからの地域づくりの思いを高めていただくという、密かなねらいも私としては持っているところであります。

この市民主体のまちづくりの考え方を、例えばワークショップ的なやり方を導入するなど、いろいろな事業の実施においても、さらに進めて取り入れて、市民の皆さんがみずからも市政を担う、そして、自分たちの意思が施策に反映されるということを実感、体感できるような市政運営というものがやっぱり大事だろうというふうに思います。

議員お話しになりましたけれども、市民の皆さんと行政の対等なパートナーシップというものを

基本として、協働のまちづくりというものを進めて、さらに一層進め取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

次に、変革の時代におきます職員の意識改革について御質問がございました。当然改革という中では、意識の改革というのも大変重要な要素であろうというふうに思います。協働のまちづくり、市民主体のまちづくりを進めていくに当たって、行政に携わる職員は市民の皆さんの身近な意見、要望をいかに市政に反映させていくかという意識はもちろん当然でありますけれども、課題解決に向かってどのような形で市民の皆さんから主体的に行動していただくかというようなことを常に意識をして、さまざまな活動、行政を展開していかなければならないというふうに思っているところであります。

そして、市民の皆さんと一緒に課題解決を図っていくために、自分の専門性を磨いていくとともに、安易に前例踏襲という事業展開を、施策展開をすることなく、時代の流れを的確にとらえながら対応する、そうした分析力、行動力、さらには、時代を先取りする発想力というものを持っていただきたいというふうに思っているところであります。

職員にはこうした高い志、意識というものを持って行政の執行に当たり、市民の皆さんとともに、みんなの力で寒河江の未来をつくり上げていかなければならないというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

最初に、読売新聞社の全国調査に関してお答えしたいと思います。

回答の内容でありますけれども、議員からも指摘ございましたように、平成18年11月に策定いたしました寒河江市教育振興計画の学ぶ集団規模の適正化の推進に伴いまして、回答そのものは、小学校の学区の再編について検討中というふうに回答しておりまして、具体的な内容については何ら触れておりません。以上が読売新聞社に対する回答でございます。

次に、田代小学校の統合問題にかかわります話し合いの経過についてお答えいたします。

経緯の前後につきましては、密接に関連することから、過去にさかのぼって時間を追ってお答えさせていただきたいと思っておりますので、議員の質問の中で触れられているところと多分に重複することもあるかと思っておりますが、御理解賜りたいというふうに思います。

このことにつきましては、教育振興計画において、地域実情などに応じた学校のあり方を課題の一つに掲げ、特に、過小規模校の子どもたちの学習や体験の場のあり方を研究してまいりました。その中で、教育のねらいをより効果的に達成するため、学ぶ集団の適正規模化を推進するという方針に従い、さまざまな視点から検討を重ねてまいったところであります。

その結果、教育課程の編成・実施はもちろん、児童の学習活動の広がりや進化に課題があること。特に、今教育に強く求められている児童生徒の資質・能力の育成に欠かすことのできないコミュニケーションの場を日々の学習活動の中で十分に設定することが困難な状況であるという確認をしたところであります。

このことを踏まえ、子どもたちに一刻も早くよりよい教育環境を提供すべきとの考えから、田代地区民の理解を得ることに努め、平成20年4月1日を目途に、白岩小学校と一緒にしていくべきという結論に達したところであります。

これをもとに、田代小学校保護者などとの話し合いを経た上で、同年11月30日、田代地区住民との懇談会の中で、教育委員会の方針について説明させていただきました。

しかしながら、住民の方々からは、「話が急過ぎる」「130年の歴史のある学校なのに来春の統合では思い出づくりもできない」「子どもたちや地域の人々が納得する中で閉校するには時間が必要だ」などの意見がございました。以上のことは議員御指摘のとおりでございます。

その後、12月に田代区役員との話し合いも経る中で、翌年4月1日の統合は地区民の理解を得ることは不可能と判断いたしまして、平成20年1月8日の教育委員会におきまして、具体的な統合期日、目標であります平成20年4月1日を外し、「過小規模校である田代小学校については、できるだけ早い時期に廃止し、白岩小学校と統合することとする」という結論に対し、地区の方々にお示ししたところであります。

その後も田代小学校PTAとの懇談を重ねるとともに、教育委員との間の懇談会も開催し、教育委員会としての考え方に対する理解を求めてまいりましたが、合意には至りませんでした。

平成20年7月の教育委員会において、できるだけ早くという基本方針に基づき、さらに、統合のための準備の期間も考慮しながら、「田代小学校については、平成22年4月1日をもって白岩小学校との統合」の方針を確認し、地区民の方々に提案をさせていただいたところでありますが、これにつきましても、なかなか理解をいただけないという状況でありました。

こうした中にありまして、田代地区におきまして、翌年、ことしになりますけれども、2月に田代小学校統合問題協議会を設置されましたので、この統合問題協議会を窓口にも、協議会役員やPTAとの方々の話し合いを現在まで根気強く重ねてまいったところでもあります。

その間、在籍児童たちの抱えている課題解決の一助にするために、田代小学校、白岩小学校の集合学習を充実させるとともに、さらに、幸生小学校も加えての3校集合学習を定例化する中で、少人数では体験できない学習内容の提供に努めたところでもあります。

こうした集合学習の実施を通しながら、集団の中で学ぶ子どもたちの生き生きとした姿を、保護者の方々に写真で紹介したり、また、保護者の方々に授業参観をしていただき、集団の中で実際に学習する様子も見ていただきました。根気強く理解を求めながら、相手方の主張にも耳を傾けつつ統合への理解を求めてまいったところでもあります。

話し合いを通し、地域からは「平成22年4月1日では時間がなさ過ぎる」「期限を見直す中でないと話のテーブルには着けない」「私たちの考えも聞いてほしい」などという意見が出てきました。

教育委員会としましては、これらの意見を踏まえるとともに、事実上統合時期まで1年を切った段階になりましたので、統合のための準備も間に合わないということから、ことし9月の教育委員会において、「できるだけ早い時期に白岩小学校と統合する」ことを確認し、平成22年4月1日の期日を外したところでもあります。

このことを去る11月4日、田代小学校統合問題協議会の皆様に報告いたしまして、再度話し合いをさせていただいたところでしたが、その場で「統合はやむを得ない。時期については今後よく話し合って決定する」ということを協議会役員、保護者と教育委員会が互いに理解し合い、確認し合ったところでもあります。

子どもたちへのよりよい教育環境の整備に向けて、貴重な第一歩を踏み出したものと考えております。今後も誠意ある対応を続けながら、できるだけ早期に統合ができますよう、話し合いを継続してまいりたいというふうに考えております。

次のお尋ねの幸生小学校への対応についてお答えいたします。

平成19年当時、児童数が田代小学校5名、幸生小学校19名という状況から、少人数による課題がより大きいと思われる田代小学校について統合の提案をさせていただきました。

しかし、幸生小学校についても、近い将来に10名程度の児童数に減少し、田代小学校と同様の課題が拡大することが予想されました。

そのため、昨年、平成20年でもありますけれども、8月の教育委員会において、「過小規模校である幸生小学校については、白岩小学校への統合を進めていくものとする」ということを確認し、同年、昨年でもありますけれども、11月12日に幸生地区住民との懇談会において、教育委員会の考えを説明させていただいたところでもありました。

幸生区長からは、同年、昨年12月に、幸生小学校存続のための陳情書が教育委員会へ提出されたわけですが、その後も幸生区役員や保護者との協議を4回程度重ねる中で、子どもたちによりよい教育環境整備について丁寧に説明させていただいているところでもあります。

これからも丁寧に話し合いを続け、できるだけ早期に幸生地区の方々からも御理解をいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

最初、協働のまちづくりということで、行政、議会、住民の三位一体になったまちづくりが大切だということを申しあげましたところ、市長の方からは同じような、取り組んでまいりたいという御答弁をいただきました。

ここでは、特に、行政の側の行政職員について述べてみたいと思います。

行政職員には、これまでも研修という人材の養成のシステムがあり、研修所などでの集団研修と、実務の経験を通じて行うオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJTなどがありますが、おのこの研修にも一長一短があり、将来を担う職員の基本的な資質と能力にかかわることであることから、問題発見能力、問題抽出能力を高め、問題意識が高く、分析能力が高い行政職員を養成するような研修を行うべきであるとされています。

政策形成についても、職員全体の底上げと、分析や企画、立案、調整を担う職員の能力アップの双方を視野に入れる必要があります。特に分析や企画については、単なるアイデアや思いつきではなく、しっかりとした理論の手法の取得と、冷静かつ客観的な視点が求められるため、ある程度の専門的なトレーニングが必要とも言われ、社会人教育を受け入れる公共政策系の大学院の活用も全国では進んでいます。

さて、9月の定例会の折、一般質問で行政は人材の活用だとして、地方公務員という一文を紹介する中で、地方公務員にはすぐれた人材が多く、市役所職員は一流企業並みの人材で構成されているはずだが、市民のためのアイデアが出てこない。縦割りの弊害など、個人、組織の課題等について申しあげました。

市長は、各種団体との会合、先ほども触れられておりましたけれども、市内全域における地域座談会の開催、地域担当制の実施などにより、地域住民の提言や要望など、幅広い広聴活動に精力的に取り組んでおられるほか、庁内においても、主事から課長補佐まで、職務、職階別の「市長ミーティング」を開催し、職員とのコミュニケーションを図りながら、新たな施策の展開に取り組んでおられます。

このミーティングのねらいとして、24年間の前市政のもとで業務に励んでこられた職員について、人事の考察と職員の能力を十分認識しつつ、さらに深く理解するとともに、その能力を現市長のもとで市政発展のため十二分に発揮してもらいたいという強い考えのあらわれであり、意味するところとして、財政、施策は無論のこと、地方分権が進む中で、市政を執行する市長の新しい施策の大事な取り組みと理解しております。

これまで、自治の担い手である職員とのかかわりの中で、さまざまな感想をお持ちでしょうが、直接職員との触れ合いの中で感じられたことなどお伺いできればお願いしたいと思います。

さらに、市政がかわったことに伴い、職員意識の変革も重要であると、先ほど市長も申されました。24年間の長期にわたり市政を担当された前市長の感覚からの脱皮をも求められていると思いますが、これらについての考え方があれば、感じたことも含めてお伺いいたしたいと思います。

次に、教育委員長の御答弁ありがとうございました。

第2問に移らせていただきます。

田代小学校は、明治11年2月、児童数41名で創立されました。昭和35年の153名をピークに児童数は減少し、100周年を迎えた昭和52年には、男子25名、女子16名、計41名となり、130周年の平成19年には、男子1名、女子4名、計5名となり、現在は、男子4名、女子6名、計10名が学んでいます。

一方、幸生小学校も、明治11年4月創立、昭和21年の262名をピークに、鉱山の衰退とともに減少し続け、平成9年には25名となり、完全複式となりました。現在は、男子5名、女子7名の計12名が学んでいます。

両校とも地区住民の自慢の学校として、また、地域のよりどころとして本年まで130年以上の歴史を刻んでまいりました。

特に、田代小学校では、昭和54年、東日本を対象にした「東部地区へき地教育指導者講座国語部会」が、竣工したばかりの校舎で開催されました。その折、参加した先生方から、山間地域の教育施設としての整備状況に称賛の声が寄せられました。

また、小学校の新築により、地域の方々の定住意識にも影響があり、住宅の改築や新築をなされる方も多く見られました。以来、生活環境の変化やモータリゼーションの進展により、状況は変わってまいりましたが、地域や学校にかける思いは深いものがあると思います。

人をつくることはまちをつくることと、統合問題では、子どもたちにとっても、地域の方々にとっても大変重いことありますので、十分なコンセンサスを得て取り組まれるようお願いいたします。

以上で第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 それでは、お答えを申し上げたいと思いますけれども、市長ミーティングの率直な感想と、新たな市政に向けた職員の意識改革ということで御質問がありました。

私、開かれた市長室ということ掲げまして、ことしの5月からもう27回にわたるんですかね、市長ミーティングということで、行政職の職員を中心に補佐級まで約200名、1回五、六名でありますけれども、そういうことでいろいろな話し合いを約2時間程度させていただいたところであります。

最初のうちは、やっぱり最近の財政状況なんかを反映して、全体的に閉塞感、職員に元気、覇気が不足しているのではないかなというようなことも感じておりましたけれども、回を重ねるごとに、職員の方からもいろいろなアイデアも出て、ユニークな発想というものも出てきて、大変充実したミーティングであったというふうに思っているところであります。

議員御指摘のとおり、寒河江市の職員というのは、大変公務員としては十分な資質を持っている、それどころが大変優秀な職員であるというふうに認識しているところであります。

ただ、現在の社会情勢を見ますと、公務員、特に市職員に求められているものというのは、大変多様化しているわけでありまして、国も政権交代をし、また、新たな政策転換というものが打ち出されているわけでありまして。

自治体においても、そうした状況の変化というものを的確にとらえながら、また、多様な市民のニーズにもこたえていかなければならないということでありまして。これまでのものづくりの政策から、住民目線でのソフト事業への転換というものが、流れとしては求められているのではないかなというふうに我々は思っているところであります。

そうした中においても、寒河江市の元気をいかにつくっていくかということが私に課せられた課題でもありまして、そうした中で、職員の皆さんにもそうした問題意識というものを常に持って、住民目線での市民のために取り組んでいただきたいというものを期待しているわけでありまして。

そうしたことから、先ほど第1問でもお答えしましたけれども、ことしの7月から田代・幸生地区を対象にして、地域担当職員というものを配置をして、職員が地域に出向いて、住民の方々とひざを突き合わせて地域の課題や活性化について話し合うということをしていただいているところであります。

これからの市政運営に当たっては、職員のさらなる発想力、行動力というものを大いに我々としては期待しているところであります。それを十分に発揮できるように、そうしたものを伸ばしていただけるような環境整備というものは私の役割かなというふうに思っております。そういった中で、職員みずから新しい時代に向かっていく感覚を磨いていただきたいというふうに思っております。

自治体の自立と協働が大変求められる今日であります。全国どこでも同じ内容、同水準の公共サービスを提供する時代から、地域ごとにオーダーメイドで市民主体による市民のための行政への転換というものが進んでいる状況であります。

そうした時代の流れの中にあって、それを担う職員の未来を切り開く強い意思とたくましい実践力に私は大いに期待しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 第3問といたしますが、ちょっと感想を述べまして質問を終わりたいと思いますが、今、市長の方から、ものづくりの施策から住民目線への転換、それに、オーダーメイドの市政というお話がありました。

先月16日でしたが、会派の行政視察としまして、沖縄県的那覇市を訪問いたしました。テーマは那覇市協働のまちづくり事業として、那覇市協働型公園管理モデル事業の策定経過及び内容について、実施に当たった成果及び課題について、他の事業との関連について御指導を受けてまいりました。

その中で、第4次那覇市総合計画が示され、まちづくりの基本理念として、「なはが好き！みんなで創ろう子どもの笑顔が輝くまち～亜熱帯の自然と文化が息づく、自治・協働・平和都市をめざして～」とありました。都市像の中にも、「心地よいつながりでつくる自治・協働・平和都市」として、協働の輪を広げる構想をうたい上げておりました。

行政と市民との協働によるまちづくりの実現に向け、公共サービス、いわゆる事業への市民参画等について、市長が営業部長として、地域等に出向いて提案及び意見交換などを行うことにより、協働によるまちづくりに実践を促進するとして、「Do協働！それ行け営業部長」の活動を展開していました。市長が地域座談会という形で出られている同等のものかと思えます。

これらの取り組みは別にして、協働という言葉が施政方針に34回出てくると。業務委託以外広く協働で働いている。職員にも定着しており、論議の中に自然に協働という言葉が出てくると、こういった説明と、使い続けることにより、意識改革につながる言葉がという言葉が印象に残りました。

「市は、最大のサービス産業だ」のテーマから、協働のまちづくりに取り組む市政を職員が十分理解し、業務を推進する姿を見せられました。

寒河江市においても、厳しい社会・経済情勢の中ではありますが、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を目標に、佐藤市長とともに、職員の意識を高め、協働のまちづくりに邁進されますことを御期待を申しあげ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋勝文議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後3時28分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。